



埼玉県報

号外第6号

平成22年3月31日

水曜日

目次

条例

- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例\(市町村課\)](#)
- [市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例\(市町村課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則\(こども安全課\)](#)
- [埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)

- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

訓令

- [埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(出納総務課\)](#)

管理規程

- [埼玉県流域下水道事業財務規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [埼玉県嵐山郷条例（昭和50年埼玉県条例第七十四号）別表第二の知事が別に定める額\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県立障害者歯科診療所条例別表第二の知事が別に定める額\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額\(障害者福祉推進課\)](#)
- [会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示\(出納総務課\)](#)
- [県道深谷東松山線の区域変更の告示\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道平沼中老袋線の区域変更の告示\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の迂回路の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（市町村課）

一 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の規定の整備をするための条例の改正

二 内容

条例別表第二第二号口中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改正する。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号口中、「附則第十二条の二の四第二項」を、「附則第十二条の二の七第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（市町村課）

一 趣旨

市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用している同法の題名を改正するための条例の改正

二 内容

「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改正する。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、一定の排出ガス基準及び燃費基準を達成した自動車に係る自動車取得税の特例措置の拡充並びに自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置を講ずる等の改正を行う。

二 内容

(一) 不動産取得税

ア 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から一定期間内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間を六月から一年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

イ 新築住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後から住宅新築までの経過年数を二年から三年に緩和する特例措置の適用期限を二年延長する。

(二) 自動車取得税

ア 自家用自動車の取得に係る税率について、当分の間、三パーセントを五パーセントとする特例措置を講ずる。

イ 一定の排出ガス基準及び燃費基準を達成した車両総重量二・五トンを超え三・五トン以下のバス及びトラック（新車新規登録に限る。）の取得について、平成二十四年三月三十一日までの間の取得に限り、税率軽減措置を講ずる。

ウ 一定の排出ガス基準及び燃費基準を達成した自動車（新車新規登録を除く。）の取得について、次の措置を講ずる。

(ア) 車両総重量二・五トンを超え三・五トン以下のバス及びトラックの取得について、平成二十四年三月三十一日までの間の取得に限り、課税標準から三十万円又は十五万円控除する特例措置を講ずる。

(イ) 車両総重量二・五トンを超え三・五トン以下のディーゼル車のバス及びトラックの取得について、平成二十二年八月三十一日までの間の取得に限り、税率を一パーセント軽減する措置を講ずる。

(ウ) 低燃費車の取得について、課税標準から三十万円又は十五万円控除する特例措置を二年間延長する。

(エ) 平成二十一年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車の取得について、税率を〇・五パーセント軽減する措置を平成二十二年八月三十一日まで

延長する。

(オ) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル車のバス及びトラックの取得について、税率を軽減する措置を平成二十一年排出ガス規制の施行に合わせて延長する。

(三) 軽油引取税

ア 税率について、当分の間、一万五千元/キロリットルを三万二千百円/キロリットルとする措置を講ずる。

イ 税率の特例措置について、次の措置を講ずる。

(ア) 租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示があった場合において、アの特例措置を停止する。

(イ) 租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示があった場合において、アの特例措置を復元する。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の見出しを「（自動車取得税の非課税）」に改め、同条第一項中「第五項」を「次条第四項」に、「第六項各号」を「同条第五項各号」に、「第七項」を「同条第六項」に、「第八項各号」を「同条第七項各号」に、「第九項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び附則第十八条の四」に改め、同条第二項から第十三項までを削り、同条の次に次の三条を加える。

（自動車取得税の税率の特例）

第十八条の二 家用の自動車（第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十九条までにおいて同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第三十八条の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。

2 第八項第一号、第二号若しくは第三号口に掲げる軽油自動車又は附則第十八条の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前条の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前条又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗

じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第十八条の四において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十八条の四第一項第一号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十八条の四において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十八条の四において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 附則第十八条の四第二項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四

十一 条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるときの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの

(以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前三項又は附則第十八条の四第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日(第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日)までに行われたときに限り、第三十八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号ロに掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定

めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第十八条の三 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第三十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の四 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第十八条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）

で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第十八条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が

平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

3 前二項の規定は、第四十一条又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第二十二条中「平成三十年三月三十一日までに第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第二十二条の二 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十

六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成二十二年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十九号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号の表じん臓機能障害の項の次に次のように加える。

呼吸器機能障害	一級又は三級
---------	--------

第二十七条第一項第一号の表呼吸器機能障害の項を削り、同表に次のように加える。

肝臓機能障害	一級から三級までの各級
--------	-------------

第二十七条第一項第二号の表じん臓機能障害の項の次に次のように加える。

呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
---------	------------------

第二十七条第一項第二号の表呼吸器機能障害の項を次のように改める。

肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
--------	------------------

附則第十三項中「附則第十八条第二項」を「附則第十八条の二第一項」に改める。
別記様式第十一号の二の注意中、「福祉保健総合センター所長」を削る。

別記様式第三十三号の三（一）'、別記様式第三十六号及び別記様式第三十七号の二中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

別記様式第六十四号の三の注意中「附則第12条の2第4項（同条第12項）を「附則第12条の2の3第2項（同法附則第12条の2の5第1項）」、「第5項第2号、第12項又は第13項」を「若しくは第3項第2号又は第12条の2の5第1項若しくは第2項」に改める。

別記様式第六十九号の二中「附則第12条の2の4第1項第 号」を「附則第12条の2の7第1項第 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(自動車取得税及び自動車税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の埼玉県条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)
第二十七条第一項の規定は、平成二十二年四月一日(以下「施行日」という。)
以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成二十二年度以後の
年度分の自動車税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動
車取得税及び平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例によ
る。

3 改正後の規則附則第十三項及び別記様式第六十四号の三の規定は、施行日以後
の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動
車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 改正後の規則別記様式第六十九号の二の規定は、施行日以後に埼玉県条例(昭
和二十五年埼玉県条例第三十八号)第四十六条第一項又は第二項に規定する軽油
の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前
に同条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課す
る軽油引取税については、なお従前の例による。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

5 改正前の埼玉県条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の
調整をして使用することができる。

規則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（二）中

受診を希望する指定 自立支援医療機関 （薬局・訪問看護事 業者等を含む。）	医療機関の名称	所在
	（病院・診療所） （薬局等）	

地・連絡先

受診を希望する指定 自立支援医療機関 （薬局・訪問看護事 業者等を含む。）	医療機関の名称	所
	（病院・診療所） （薬局等）	

治療方針の変更※2※4	有・無	
-------------	-----	--

在地・連絡先

※2※4「自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の

申請の場合)」や記す「別紙「自立支援医療(育成医療)「世帯」調書」を添付する」や「変更の方のみ記入する」」に記す。

様式第11号(11)中「腎臓機能障害」や「腎臓機能障害」」に「(8)その他内臓障害 (9)免疫機能障害」や「(8)肝臓機能障害 (9)その他内臓障害 (10)免疫機能障害」」に「不自由の状況」や「障害の状況」」に記す。

様式第12号(11)別紙の共通欄中「別紙8を」の次に「肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は別紙9又は別紙10を」」に記す。

様式第16号(11)別紙8の次に別紙9及び別紙10として次のように加える。

別紙 9

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関の名称		主たる担当 医師の氏名	
医療機関の名称	期 間	肝臓移植術後の 抗免疫療法 症 例 数	肝 臓 移 植 術 症 例 数
	~		
	~		
	~		
	~		
	~		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関の名称
氏 名

印

注意

- 1 医療機関の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 医療機関は国内の医療機関に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する場合は、国名を括弧書きで併記すること。
- 3 主たる担当医師がこれまでに肝臓移植術後の抗免疫療法又は肝臓移植術を実施した実績（移植関係学会合同委員会が選定した肝臓移植実施施設における臨床研修の経験を含む。）を直近のものからさかのぼって記載すること。

別紙 10

肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）

所属する医療機関の名称	連携する医師の氏名		
医療機関の名称	期 間	肝臓移植術後の抗免疫療法症 例 数	肝臓移植術症 例 数
	~		
	~		
	~		

連携する医師の経歴	生年月日	学位
年 月 日	任 免 事 項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

（連携する医師の所属する）
 医 療 機 関 の 名 称
 氏 名



注意

- 1 医療機関の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 医療機関は国内の医療機関に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する場合は、国名を括弧書きで併記すること。
- 3 連携する医師がこれまでに肝臓移植術後の抗免疫療法又は肝臓移植術を実施した実績（移植関係学会合同委員会が選定した肝臓移植実施施設における臨床研修の経験を含む。）を直近のものからさかのぼって記載すること。
- 4 連携する医師の経歴については、別紙1に準じて記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
をする。

平成二十三年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十一号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第二項中「申込者告知書」を「申込者（被保険者）告知書」に改める。

第四条第二項中「及び」の下に「様式第一号の加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした」を加え、「ことに」を「ことを」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

加入等申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(加入申込者)

氏 名

印

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入したいので、関係書類を添えて申し込みます。における口数追加を

加入等申込者	(フリガナ) 氏名	男 女	生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()		心身障害者との続柄
心身障害者※	(フリガナ) 氏名	男 女	生年月日	年 月 日
口数追加		する ・ しない		
現在共済制度に加入の有無		有 (加入番号) ・ 無		

	従前の 地方公共団体名	加入番号	加入年月日 (口数追加)
他制度からの 転入者の記載欄			年 月 日 (年 月 日)
			年 月 日 (年 月 日)

※ 本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- 2 申込者 (被保険者) 告知書
- 3 障害の種類及び程度を証明する書類
- 4 年金管理者指定届書

(注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	印

生保記入欄	
自治体コード	加入番号

申込者(被保険者)告知書

(心身障害者扶養共済制度)

都道府県・指定都市記載欄		
①	②	③
一口目加入	二口目加入	1と2の同時加入

- ・ 「重要事項のご説明」の内容(個人情報の取扱いを含む。)を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意の上、署名押印しました。
- ・ 下記の事項は事実と相違ありません。

(あて先) **埼玉県知事**

告知日(記入日)	年 月 日	*告知書有効期限は、加入希望月の2箇月以内	
申込み(加入)に当たって	申込者は、以下の事項について心身障害者に対して説明し、この制度に加入することの同意を得ました。 ・ 申込者が死亡し、又は重度障害になった場合は、心身障害者に対して「年金給付保険金」が支払われること。 ・ 心身障害者が死亡した場合は、申込者に対して「弔慰金給付保険金」が支払われること。		心身障害者の同意を得た後に押印してください。
フリガナ	(姓) (名)	性別	生年月日
申込者氏名	(姓) (名)	① 男 ② 女	③ 昭和 ④ 平成 年 月 日
フリガナ	(姓) (名)	性別	生年月日
心身障害者氏名	(姓) (名)	① 男 ② 女	① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成 年 月 日
障害の種類・程度	① 身体障害 ① 1級 ② 2級 ③ 3級 ② 知的障害 ① A ② B ③ 精神障害 ① 1級 ② 2級 ④ その他 ① その他	申込者の心身障害者との続柄 ① 配偶者 ② 父母 ③ 兄弟姉妹 ④ その他の親族	申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由

申込者の告知(心身障害者に係る告知ではありません。)

最近の健康状態	① 最近3箇月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術を勧められたことがありますか。 * (はい)の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ																	
過去5年以内の健康状態	② 過去5年以内に、病气やけがで手術を受けたこと又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。 * (はい)の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ																	
	③ 過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 * (はい)の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ																	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>心臓・血圧</td> <td>狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)</td> </tr> <tr> <td>脳・精神・神経</td> <td>脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症</td> </tr> <tr> <td>肺・気管支</td> <td>ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核</td> </tr> <tr> <td>腎・泌尿器</td> <td>腎炎・ネフローゼ・腎不全</td> </tr> <tr> <td>食道・胃腸・すい臓</td> <td>胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎</td> </tr> <tr> <td>眼・耳・鼻</td> <td>緑内障・網膜の病气・角膜炎の病气</td> </tr> <tr> <td>肝臓・胆のう</td> <td>肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害</td> </tr> <tr> <td>がん・しゅよう</td> <td>がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫はん病・子宮筋腫・子宮内腫瘍・卵巣のう腫・乳せん症</td> </tr> </table>	心臓・血圧	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)	脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症	肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核	腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全	食道・胃腸・すい臓	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎	眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病气・角膜炎の病气	肝臓・胆のう	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害	がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ	その他	糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫はん病・子宮筋腫・子宮内腫瘍・卵巣のう腫・乳せん症	はい
心臓・血圧	狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)																			
脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症																			
肺・気管支	ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核																			
腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全																			
食道・胃腸・すい臓	胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎																			
眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病气・角膜炎の病气																			
肝臓・胆のう	肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害																			
がん・しゅよう	がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ																			
その他	糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫はん病・子宮筋腫・子宮内腫瘍・卵巣のう腫・乳せん症																			
④ 過去5年以内に、上記③以外の病气やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 * (はい)の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ																		
身体障害	⑤ 現在身体に障害がありますか。*(はい)の場合、該当するところを○で囲んだ上、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。	はい	いいえ																	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>機能障害</td> <td>目・耳・言語・そしゃく</td> <td>障害の原因・部位・程度等</td> <td>発症時期</td> </tr> <tr> <td>欠損</td> <td>手・足・手指・背骨(せきせき)</td> <td>障害の原因</td> <td>障害の原因</td> </tr> <tr> <td>変形</td> <td>手・足・手指・背骨(せきせき)</td> <td>障害の部位</td> <td>障害の部位</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>障害の程度</td> <td>障害の程度</td> </tr> </table>	機能障害	目・耳・言語・そしゃく	障害の原因・部位・程度等	発症時期	欠損	手・足・手指・背骨(せきせき)	障害の原因	障害の原因	変形	手・足・手指・背骨(せきせき)	障害の部位	障害の部位			障害の程度	障害の程度	はい	いいえ	
機能障害	目・耳・言語・そしゃく	障害の原因・部位・程度等	発症時期																	
欠損	手・足・手指・背骨(せきせき)	障害の原因	障害の原因																	
変形	手・足・手指・背骨(せきせき)	障害の部位	障害の部位																	
		障害の程度	障害の程度																	

〔詳細記入欄〕←

上記①～④に(はい)があった場合には、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。その内容が「高血圧症(※1)」又は「糖尿病(※2)」の場合は、数値等も記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。

(はい)をつけた該当番号	①・②・③・④	①・②・③・④
病气やけがの名前・検査結果		
診察・検査・治療・投薬を受けた期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
入院の有無・期間	無() (年 月～ 年 月)	無() (年 月～ 年 月)
手術の有無(手術の名前又は内容・部位)	無() ()	無() ()
症状経過	完治・治療中・検査中・検査終了(異常なし)・経過観察中	完治・治療中・検査中・検査終了(異常なし)・経過観察中
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名		
	※1 【高血圧症の場合は記入してください。】 最近の血圧 最大 _____ mmHg 最小 _____ mmHg	※2 【糖尿病の場合は記入してください。】 最近の空腹時血糖値 _____ mg/dl 治療方法 ()

生保記入欄

様式第三号中「免疫の機能」を「免疫・肝臓の機能」に改める。

様式第五号（表面）を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

（表面）

加入番号	
------	--

埼玉県心身障害者扶養共済制度

加 入 証 書

加 入 者
氏 名 _____

あなたは、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

埼玉県知事



加入者	(フリガナ) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(フリガナ) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 1日
掛金払込期間		年 月 日～ 年 月 日

様式第五号（裏面）「中「この証書」を、「この証書」を「よこし」を「汚し」
び」、「なくし」を「無くし」を「わたし」を「渡し」をせよ、同様を（裏面）
中「とりあつかい」を「取り扱い」を、「ご承知」を「御承知」をせよ、同様を（裏
面）
中「その用」の次に「の分」を加え、同様を（裏面）
4中「又は障害」を「又
は著しい障害」を、「ご承知」を「御承知」をせよ、同様を（裏面）
5中「なくな
った」を「亡くなった」をせよ、同様を（裏面）
6（）及び6中「心身障害者、年金
管理者」を「心身障害者又は年金管理者」をせよ、同様を（裏面）
11中「、「この」
を「この」を、「もより」を「最寄り」をせよ。

様式第五号の二（表面）を次のように改める。

様式第5号の2 (第2条関係)

(表面)

加入番号

埼玉県心身障害者扶養共済制度

口 数 追 加 証 書

加 入 者

氏 名

あなたは、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

埼玉県知事



加入者	(フリガナ) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(フリガナ) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 1日
掛金払込期間		年 月 日～ 年 月 日

禁が禁中の二(欄)一中「よじし」や「汚し」じ「なくし」や「無くし」じ「わたし」や「渡し」じが、回禁(欄)二中「ご承知」や「御承知」じが、回禁(欄)三中「その月」の次に「の分」や加え「(加算額)」や回禁(欄)四中「又は障害」や「又は著しい障害」じ「ご承知」や「御承知」じが、回禁(欄)五中「なくなつた」や「亡くなつた」じが、「(加算額)」や回禁(欄)六中のよへじが、

9 次の場合は速やかにお届けください。

- (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名や住所を変更したとき。
- (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
- (3) 年金管理者を指定したり、変更したとき。
- (4) 掛金が納められなくなつたときなど。

10 その他この制度についてのお尋ねのときは、最寄りの市町村か県の障害者福祉推進課にお問い合わせください。

塩 原

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十二号

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第 号。第五条において「法」という。）、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第 号）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第 号）に定めるもののほか、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員を含む。第二条及び第四条を除き、以下同じ。）に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 次の各号に掲げる者に係る子ども手当の認定及び支給に関する事務は、当該各号に定める者に委任する。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員 教育委員会
 - 二 地方警察職員 警察本部長
 - 三 企業局の職員 公営企業管理者
 - 四 病院局の職員 病院事業管理者
 - 五 下水道局の職員 下水道事業管理者
- (子ども手当受給者台帳の作成及び保管)

第三条 知事及び前条の規定により委任を受けた者は、受給者ごとに子ども手当受給者台帳を作成し、保管するものとする。

(報告の徴収等)

第四条 知事は、子ども手当の認定及び支給に関する事務の適正を期するため必要があると認めるときは、第二条の規定により委任を受けた者に対して、当該事務の状況について報告を求め、若しくは指示を行い、又はその職員に検査を行わせるものとする。

(支払日)

第五条 子ども手当（法第七条第四項ただし書に規定する子ども手当を除く。）の支払日は、同項本文に規定する支払期月の職員の給料の支給日とする。

2 法第七条第四項ただし書の規定による子ども手当の支払日は、職員の給料の支給日とする。

(様式)

第六条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 子ども手当認定・認定請求却下通知書 様式第一号
- 二 子ども手当額改定・改定請求却下通知書 様式第二号
- 三 子ども手当支給事由消滅通知書 様式第三号
- 四 未支払子ども手当支給決定・請求却下通知書 様式第四号
- 五 子ども手当支払差止通知書 様式第五号
- 六 子ども手当受給者台帳 様式第六号

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、知事又は第二条の規定により委任を受けた者が定める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

子ども手当 認定 通知書
認定請求却下

第 号
年 月 日

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった子ども手当については、次のとおり理由で

認定請求を却下したので通知します。

認定に関する事項

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 算定の基礎となる子どもの数 | 人 |
| 2 | 手当月額 | 円 |
| 3 | 支給開始年月 | 年 月から |
| 4 | 支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由 | () |

認定請求却下に関する事項

却下した理由

()

備考

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

様式第2号（第6条関係）

子ども手当額 改定 通知書 改定請求却下	
第 号 年 月 日	
様 (認定を行う者)	
請求 改定については、届出により次のとおり改定 子ども手当の額の 職権 したので通知します。 改定の請求については、次のとおり却下	
額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の算定の基礎となる子どもの数 人	
2 改定後の手当月額 円	
3 改定年月 年 月から	
4 改定（増・減額）の理由 ()	
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	
備考	

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

子ども手当支給事由消滅通知書

第 年 月 日
号

様

(認定を行う者)

次のとおり子ども手当の支給事由が消滅したので通知します。

- 1 消滅した日 年 月 日
- 2 消滅の理由

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

様式第4号(第6条関係)

未支払子ども手当支給決定通知書
請求却下

第 号
年 月 日

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった未支払子ども手当の支給については、次の
とおり支給することに決定したので通知します。
請求を却下

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1
の2の規定による文を記載し、教示すること。

子ども手当支払差止通知書

第 号
年 月 日

様

(認定を行う者)

次のとおり子ども手当の支払を差し止めたので通知します。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止の事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

様式第6号(第6条関係)

(表面)

子ども手当受給者台帳

受給者	所属		異動変更		異動変更		異動変更		異動変更									
	氏名		職員番号		住所		電話 ()		支払希望金融機関									
	性別	男・女	生年月日	年 月 日	配偶者の有無	有・無	配偶者の氏名	配偶者の職業	ア 被用者	イ 公務員	ウ 被用者等でない者							
子ども	氏名		続柄	生年月日		同居・別居の別		住所		監護の有無	生計関係		子ども手当 該当年月日	非該当年月日				
				. .		同・別				有・無	同一・維持					
				. .		同・別				有・無	同一・維持					
				. .		同・別				有・無	同一・維持					
				. .		同・別				有・無	同一・維持					
				. .		同・別				有・無	同一・維持					
				. .		同・別				有・無	同一・維持					
備考							認定年月日			支給開始年月		手当月額						
							. . .			当初		. .		円				
							支給事由消滅年月日・消滅事由						改定		. .		円	
								円	
							(消滅事由)								. .		円	

(裏面)

区分		年度		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
現況届	備考								
	支払金額	10月期	支払年月日	・	・	・	・	・	・
支払金額			3歳未満分	円	円	円	円	円	円
			3歳以上小学校修了前分	円	円	円	円	円	円
			小学校修了後中学校修了前分	円	円	円	円	円	円
		計	円	円	円	円	円	円	
2月期		支払年月日	・	・	・	・	・	・	
		支払金額	3歳未満分	円	円	円	円	円	円
			3歳以上小学校修了前分	円	円	円	円	円	円
			小学校修了後中学校修了前分	円	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円	円	円	
6月期		支払年月日	・	・	・	・	・	・	
		支払金額	3歳未満分	円	円	円	円	円	円
	3歳以上小学校修了前分		円	円	円	円	円	円	
	小学校修了後中学校修了前分		円	円	円	円	円	円	
計	円		円	円	円	円	円		
備考									

規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する

規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(昭和四十六年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

埼玉県下水道局の職員

埼玉県下水道事業管理者

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中、「部長」を削る。

第四十条の四中「及び埼玉県公営企業の設置等に関する条例」を、「埼玉県公営企業の設置等に関する条例」に改め、「規定する管理者」の下に「及び埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）第五条に規定する下水道事業管理者」を加える。

第四十八条の二中「、出納総務課」を削り、「にあつては課長の職にある出納員を、総務部総務事務センターにあつては総務事務センター所長の職にある出納員を除く」を「の課長の職にある出納員並びに総務事務センター出納員を除き、出納総務課にあつては第二百九条第一項の表出納総務課の項中欄の課長があらかじめ指定する主幹に限る」に、「所轄所の出納員（県税事務所及び県営競技事務所にあつては、所長の職にある出納員を除く。以下「所轄所出納員」という）を「同欄の出納審査幹若しくは課長があらかじめ指定する専門員（以下「地域出納員」と総称する）」に改める。

第五十一条第二項中「児童手当」の下に「、子ども手当」を加える。

第五十四条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 子ども手当

第五十八条第一項中「又は所轄所出納員」を、「地域出納員又は所轄所の出納員（県税事務所及び県営競技事務所の所長の職にある出納員並びに警察署の署長の職にある出納員を除く。以下「所轄所出納員」という。）」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「児童手当」の下に「、子ども手当」を加える。

第五十九条及び第六十一条第一項中「課出納員」の下に「、地域出納員」を加える。

第七十条第二項中「又は所轄所出納員若しくは」を、「地域出納員、所轄所出納員又は」に改め、同条第三項中「課出納員」の下に「、地域出納員」を加える。

第八十条に次の一号を加える。

十二 日本放送協会と放送の受信契約をするとき。

第八十六条中「年五パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率」に改める。

第八十九条第一項ただし書中「、主席工事検査員」を削る。

第一百三十三条第一項第六号中「会計管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「会計管理者」を「知事」に改め、同条第三項第一号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第一百五条第二号二中「又は株式会社商工組合中央金庫」を「、株式会社商工組合中央金庫又は地方公共団体金融機構」に改める。

第三十五条の二中「及び第二項、第二百二十四条第三項本文並びに第二百五条第一項本文」を削る。

第四十条中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第三号中「第二百三十八条の四第二項」を「第二百三十八条の四第二項第一号から第四号まで（同号の規定により設置する施設で軽易なものを除く。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「である土地」を削り、「これ」を「同条第二項第五号若しくは第六号の規定により行政財産である土地」に改め、「地上権」の下に「若しくは地役権」を加え、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第六項」の下に「（法律第二百三十八条の四第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「の取消し」を「を取り消し、」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十一条の二第六項から第十項まで又は第十一条の三第五項から第八項までの規定により行政財産を貸し付けること。

第四百四十六条第四号中「地上権」の下に「若しくは地役権」を加える。

第五百四十四条第一項中「同条第二項」を「同条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「である土地」を削り、「若しくはこれに対する地上権の設定」を「、同条第二項第五号若しくは第六号の規定による行政財産である土地に対する地上権若しくは地役権の設定、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十一条の二第六項から第十項まで若しくは第十一条の三第五項から第八項までの規定による行政財産の貸付け」に、「いう」を「総称する」に改め、同項第二号から第四号までの規定

中「地上権」の下に「若しくは地役権」を加える。

第五十六條第三項中「第二百三十八條の第四第二項」を「第二百三十八條の第四第二項第一号から第四号まで若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十一條の二第六項から第十項まで若しくは第十一條の三第五項から第八項まで」に改め、「である土地」を削る。

第六十七條第一項中「・地上権」を「、地上権若しくは地役権」に、「及び公有財産使用許可（地上権設定・貸付）報告書」を「又は公有財産使用許可（地上権又は地役権設定・貸付）報告書」に改める。

第七十七條第二号中「（会計管理課に所属する出納員が出納する消耗品を除く。）」を削る。

第二百條第一号中「滞納処分」の下に「（第二百一條の二第一項及び第三項において「滞納処分」という。）」を加える。

第二百一條の次に次の一條を加える。

（滞納処分の手続）

第二百一條の二 債権管理者は、所属の職員のうちから指定した者（以下この条において「徴収職員」という。）に滞納処分を行わせることができる。

2 徴収職員は、第二百八條第一項の分任出納員とみなす。

3 徴収職員は、滞納処分を行おうとするときは、徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二百五條の二中「入学料及び授業料に係るもの」を「入学料に係るもの」に改める。

第二百九條第一項の表課室等（環境部みどり再生課、警察本部施設課及び厚生課並びに次の項から警察本部交通指導課の項までのものを除く。）の項中「環境部みどり再生課、」を削り、同表企画財政部企画総務課及び情報企画課の項中「及び情報企画課」を「、情報企画課及びシステム管理課」に改め、同表産業労働部産業労働政策課、産業支援課及び産業拠点整備課の項中「、産業支援課及び産業拠点整備課」を「及び産業支援課」に改め、同表都市整備部都市整備政策課、開発指導課及び営繕課の項中「開発指導課」を「市街地整備課」に改め、同項の次に次のように加える。

出納総務課	
課長	課長があらかじめ指定する主幹
課長	課長があらかじめ指定する職員

出納審査幹	同
課長があらかじめ指定する専門員	同

第二百九条第一項の表出納総務課及び会計管理課の項中「出納総務課及び」を削り、同表議会議事事務局総務課、秘書課、議事課及び図書室の項中「議会議事事務局総務課、秘書課、議事課及び図書室」を「議会議事事務局の課及び室」に改め、同表教育局財務課、福利課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課及び人権教育課の項中「福利課」の下に「、県立学校人事課」を加え、「義務教育指導課」を「小中学校人事課」に改め、同表所轄所（鴻巣保健所、所沢保健所、坂戸保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、熊谷保健所、加須保健所、春日部保健所及び幸手保健所並びに次の項から警察学校の項までのものを除く。）の項中「鴻巣保健所、所沢保健所、坂戸保健所、東松山保健所、秩父保健所、熊谷保健所、加須保健所、春日部保健所及び幸手保健所、春日部保健所及び幸手保健所並びに」を削り、同表川越比企地域振興センター東松山地方庁舎駐在の項中

「東松山県税事務所を本務とする担当部長」を「東松山県税事務所を本務とする副」と本

「庄県税事務所を本務とする担当部長」を「本庄県税事務所を本務とする副所長」に改め、同表県税事務所

（上尾県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、秩父県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所及び春日部県税事務所を除く。）の項中「又は担当部長」を削り、同表上尾県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、秩父県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所及び春日部県税事務所の項中「又は担当部長」及び「及び担当部長」を削り、同表婦人相談センターの項中「副所長又は」を削り、同表県営競技事務所の項中「所長があらかじめ指定する主幹」を「副所長」に改め、同表中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所及び越谷環境管理事務所の項中「又は担当部長」を削り、同表環境科学国際センターの項の次に次のように加える。

福祉事務所（東部中央福祉事務所を除く。）	副所長（兼務である副所長を除く。）	所長があらかじめ指定する職員（保健所を本務とする職員を除く。）
保健所を本務とする副所長	所長があらかじめ指定する職員（保健所を本務とする職員に限る。）	

東部中央福祉事務所	
副所長（兼務である副所長を除く。）	所長があらかじめ指定する職員（地域振興センターを本務とする職員を除く。）
地域振興センターを本務とする副所長	所長があらかじめ指定する職員（地域振興センターを本務とする職員に限る。）

第二百九条第一項の表総合リハビリテーションセンターの項中「同」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、同表福祉保健総合センター（大里福祉保健総合センター及び埼玉南福祉保健総合センターを除く。）の項及び大里福祉保健総合センター及び埼玉南福祉保健総合センターの項を削り、同表越谷保健所の項中「越谷保健所」を「春日部保健所及び熊谷保健所」に、「県税事務所」を「地域振興センター」に改め、同表県立大学の項を削り、同表計量検定所の項中「所長があらかじめ指定する担当部長」及び「所長があらかじめ指定する職員」を「同」に改め、同表さいたま農林振興センターの項中「さいたま農林振興センター」の下に「、東松山農林振興センター及び本庄農林振興センター」を加え、同表川越農林振興センターの項中「県税事務所を本務とする担当部長」を「県税事務所を本務とする副所長」に改め、同表東松山農林振興センター及び本庄農林振興センターの項を削り、同表家畜保健衛生所の項中「家畜保健衛生所」を「川越家畜保健衛生所及び熊谷家畜保健衛生所」に改め、同表花と緑の振興センターの項中「所長があらかじめ指定する担当部長」を「担当部長」に改め、同表寄居林業事務所の項中欄中「同」を「所長があらかじめ指定する担当部長」に改め、同表新都市建設事務所の項中「新都市建設事務所」を「八潮新都市建設事務所」に改め、同表下水道事務所の項を削り、同表西部教育事務所の項中「西部教育事務所」を「南部教育事務所及び西部教育事務所」に改め、同表県立浦和図書館及び県立熊谷図書館の項中「県立浦和図書館及び県立熊谷図書館」を「県立の図書館」に改め、同表県立さいたま史跡の博物館、県立近代美術館、県立文書館、県立長瀬げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザの項中「県立さいたま史跡の博物館」を「県立歴史と民俗の博物館、県立さいたま史跡の博物館」に、「、県立神川げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザ」を「及び県立神川げんきプラザ」に改め、同表県立歴史と民俗の博物館の項中「県立歴史と民俗の博物館」を「県立小川げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザ」に改め、同条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（環境部みどり再生課、福祉部福祉施設監査課並びに農林部畜産安全課及び

生産振興課を除く。)の項中「環境部みどり再生課、福祉部福祉施設監査課並びに」を削り、同表福祉部福祉施設監査課の項を削り、同表所轄所(防災航空センター、東部環境管理事務所、鴻巣保健所、所沢保健所、坂戸保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、熊谷保健所、加須保健所、春日部保健所、幸手保健所、高等看護学院、農林総合研究センターの支所(水産研究所に限る。)、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センターの支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。)の項中「、鴻巣保健所、所沢保健所、坂戸保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、熊谷保健所、加須保健所、春日部保健所、幸手保健所、山保健所、秩父保健所、本庄保健所、熊谷保健所、加須保健所、春日部保健所、東松山保健所」及び「、寄居林業事務所」を削り、「新都市建設事務所」を「八潮新都市建設事務所」に改め、「県立の学校」の下に「(大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校を除く。)」を加え、同表環境管理事務所(東部環境管理事務所を除く。)の項中「環境管理事務所(東部環境管理事務所を除く。)」を「福祉事務所」に改め、同表南児童相談所、川越児童相談所及び熊谷児童相談所の項中「及び熊谷児童相談所」を「熊谷児童相談所及び越谷児童相談所」に改め、同表福祉保健総合センターの項を削り、同表川口保健所及び越谷保健所の項中「川口保健所及び越谷保健所」を「保健所」に改め、同表衛生研究所の項の次に次のように加える。

計量検定所	同
産業技術総合センター	同

第二百九条第二項の表県立大学の項を削り、同表北部教育事務所の項の次に次のように加える。

大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び三郷特別支援学校	所長の指定する職員
------------------------------	-----------

第二百三十四条第一項中「課出納員又は」を「課室等にあつては課出納員に、所轄所にあつては地域出納員及び」に改める。

附則に次の二項を加える。

- 46 埼玉県立大学条例を廃止する等の条例(平成二十一年埼玉県条例第六十四号)による廃止前の埼玉県立大学条例に基づく埼玉県立大学に属する平成二十一年度一般会計予算に係る第四十六条及び第四十七条の規定の適用については、平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間、これらの規定中「所長」とあるのは、「所長(保健医療政策課長を含む。)」とする。

- 47 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則(平成二十二年埼玉県規則第二十二

号)による改正前の埼玉県行政組織規則に基づく埼玉県伊奈新都市建設事務所に属する平成二十一年度一般会計予算に係る第四十六条及び第四十七条の規定の適用については、平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間、これらの規定中「所長」とあるのは、「所長(市街地整備課長を含む。）」とする。別表第二合議区分の欄中「所轄所出納員」を「地域出納員」に改め、同表第十一頁中「及び健康診査委託料」を、「健康診査委託料及び児童自立生活援助事業委託料」に改める。

別記の表九十八の項中「地上権設定」を「地上権又は地役権設定」に改め、同表百九の項の次に次のように加える。

109の2	徴収職員証	201の2
-------	-------	-------

様式第二号(十)中「調整手当」を「地域手当」とし、「「農林業改良普及手当」」を「「農指

林業普及」に改める。
導手当」

様式第九号(一)中「所轄所出納員」を「出納員」に改める。

様式第九号(二)中「所轄所出納員」を「出納員」に改め、同様式の備考中「行った」を「行った」に改める。

様式第九号(三)中「所轄所出納員」を「出納員」に改め、同様式の備考中「行った」を「行った」に改める。

様式第九号(四)中「所轄所出納員」を「出納員」に改める。

様式第九号(五)中「所轄所出納員」を「出納員」に改め、同様式の備考中「行った」を「行った」に改める。

様式第九号(六)中「所轄所出納員」を「出納員」に改め、同様式の備考中「行った」を「行った」に改める。

様式第九号の二(一)の備考及び様式第九号の二(三)の備考中「行った」を「行った」に改める。

様式第十号(一)から様式第十号(五)までの規定中「所轄所出納員」を「出納員」に改める。

様式第十号の二(三)中「執行」を「課所」に改める。

様式第十三号(一)及び様式第十三号(二)中「

0	1	H	0	0
---	---	---	---	---

」を「

0	2	B	0	0
---	---	---	---	---

」に改める。

0	2	B	0	0
---	---	---	---	---

に改める。

様式第十八号（七）及び様式第十八号（八）中「福祉保健総合センター」や「福祉事務所」を削除。

様式第二十一号（二）の欄中「調定何いのシステム区分が「1一般」の場合に使用すること。ただし、調定何いのシステム区分が「2一般総額」の場合であつても、県立大学の授業料」や「及び中小企業高度化資金貸付金償還金については本様式を」や「、中小企業高度化資金貸付金償還金等について」を削除。

様式第二十一号（三）の欄中「調定何いのシステム区分が「2一般調定」の」や「、「個別システム調定」を選択した」を削除。

様式第二十一号（二十四）中「福祉保健総合センター所長 」や「福祉事務所所長 」を削除。

様式第二十二号（五）中「福祉保健総合センター所長」や「福祉事務所所長」及び「福祉保健総合センター保管」や「（福祉事務所保管）」を削除。

様式第二十四号（四）の欄中「定時制」や「全日制の課程、定時制」を「除く。」の次に「及び専攻科」を挿入。

様式第二十四号（五）を次のように定める。

様式第24号（5） 削除

様式第二十四号（六）中「様式第24号（6）」や「様式第24号（6）（第40条関係）」を「回覧の冊子を次のように定める」。

備考 1 この様式は、金銭登録機により作成する場合に使用すること。

2 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第二十四号（七）中「様式第24号（7）」や「様式第24号（7）（第40条関係）」を「（85mm×75mm）」及び「（85mm×98mm）」を挿入。

様式第二十四号（十二）を「様式第二十四号（十四）」と変更。

様式第二十五号（一）中「(1)調定何いのシステム区分で「2一般総額」、 「3個別システム」により調定した後」や「個別システムを選択し」を削除。

様式第二十五号（三）を挿入。

様式第三十六号を次のように定める。

科目別給与支給内訳合計表

書類区分		課	所	年度	会計
F72					

年 月分

科 款 項 目	目 節 細 節	金 額	差引番号	支払年月日	金融機関コード	節及び細節名
	0200					給 料
	0301					扶 養 手 当
	0302					地 域 手 当
	0303					住 居 手 当
	0304					初任給調整手当
	0305					管 理 職 手 当
	0306					農 林 業 普 及 指 導 手 当
	0307					時間外勤務手当
	0307					休 日 勤 務 手 当
	0307					夜 間 勤 務 手 当
	0308					月 額 特 殊 勤 務 手 当
	0308					日 額 等 特 殊 勤 務 手 当
	0309					宿 日 直 手 当
	0310					通 勤 手 当
	0311					寒 冷 地 手 当
	0312					期 末 手 当
	0312					勤 勉 手 当
	0313					特 地 勤 務 手 当
	0314					へ き 地 手 当
	0315					定 時 制 通 信 教 育 手 当
	0316					産 業 教 育 手 当
	0319					義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	0320					育 児 休 業 給
	0321					単 身 赴 任 手 当
	0322					管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
						小 計
						職 員 手 当 計
						合 計

様式第四十二号（七）を次のように改める。

〒

口座振込通知書

様

整理番号
支払金額

下記口座に振り込みましたので通知します。
埼玉県会計管理者

統計調査に御尽力いただきましてありがとうございます。

調査員手当についての照会は、埼玉県総務部統計課へ御連絡ください。

電話

振込先金融機関		
年度	通知年月日	口座番号

口座振込支払内訳書

報酬	費用弁償	支払総額	所得税	差引支給額

調査名	報酬	費用弁償	支給額

様式第五十七号（一）及び様式第五十七号（二）を次のように改める。

様式第57号(1) (第71条関係)

年度県税決算計算

税目	項目	調定額						収入済額						過誤納金還付充当未済			
		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分		計		現年課税分		滞納繰越分	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
県民税	個人	均等割及び所得割															
		配当割															
		株式等譲渡所得割															
	計																
	法人	法															
	利	子															
事業税	個人	法															
地消費方税	譲渡	割															
	貨物	割															
不動産取得税			()	()	()	()	()	()									
県たばこ税																	
ゴルフ場利用税																	
自動車取得税			()	()			()	()	()	()			()	()			
軽油引取税																	
自動車税			()	()			()	()	()	()			()	()			
飲区税																	
狩猟税			()	()			()	()	()	()			()	()			
旧法による税	料理飲食等消費税	特別地方消費税															
		自動車取得税	()	()			()	()	()	()			()	()			
	軽油引取税																
	計	()	()			()	()	()	()			()	()				
合計		()	()			()	()	()	()			()	()				
延滞金																	
過少申告加算金																	
不申告加算金																	
加重算金																	
合計																	
総計																	

注 1 調定額及び収入済額の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例、個人事業税)については2件とし、申告納付又は納入に係る税(例、法人事業税)については申告書の提出があつたもの(修正、更正、決定を
 2 分割納付(入)となつた場合の件数は、最終の納付(入)があつたときに1件とすること。
 3 ()内には、証紙特別会計繰入金を内書きすること。
 4 「不動産取得税」欄の()には、徴収猶予(生前贈与分)額及び件数を記載すること。

様式第57号(2) (第71条関係)

年度県税等歳入決算調書

款	項	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	予算現額と収入済額 との比較 円
① 県 税	1 県 民 税						
	2 事 業 税						
	3 地 方 消 費 税						
	4 不 動 産 取 得 税						
	5 県 た ば こ 税						
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税						
	7 自 動 車 取 得 税						
	8 軽 油 引 取 税						
	9 自 動 車 税						
	10 鉱 区 税						
	11 狩 猟 税						
	12 旧 法 に よ る 税						
② 地方消費税 清算金	1 地方消費税清算金						
③ 地方譲与税	1 地方道路譲与税						
	2 石油ガス譲与税						
⑧ 使用料及び 手数料	2 手 数 料						
	⑭ 諸 収 入						
	1 延滞金、加算金 及び過料等						
	6 利子割精算金収入						

様式第五十九号中「現在高」を「現在額」に改め、同様式の備考を削る。

様式第六十号中

有	備	証	券	千円	
---	---	---	---	----	--

千円	千円	千円	千円
----	----	----	----

有	債
---	---

を

備	証	券	千円	千円	千円	千円
権			千円	千円	千円	千円

に改める。

千円	千円
千円	千円

様式第六十三号(二)の(注)4中「県営住宅家賃」を「県営住宅家賃等」に、「授業料」を「入学科等」に改める。

様式第九十八号中「公有財産使用許可(地上権設定・貸付)報告書」を「公有財産使用許可(地上権又は地役権設定・貸付)報告書」に改め、同様式の備考1中「地上権設定」や「地上権又は地役権設定」に代る、同様式の備考2中「地上権設定」の次に「、地役権設定」を加える。

様式第九十九号(六)を次のように改める。

様式第99号(6)(第167条関係)

(6) 物 件							
区 分		前年度末現在高	今 年 度 増 減			年度末現在高	
			増	減	差 引		
行 政 財 産	地 上 権	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	地 役 権	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	鉱 業 権						
	その他の用益的権利	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
普 通 財 産	地 上 権	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	地 役 権	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	鉱 業 権						
	その他の用益的権利	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
合 計	地 上 権	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	地 役 権	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	鉱 業 権						
	その他の用益的権利	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

備考 増及び減の数量、場所等を別紙に記載し、添付すること。

様式第百三号(三)を次のように改める。

様式第103号(3) (第173条の2関係)

(表)

県・国 重要物品等カード (自動車)												
登録番号	登録年月日	変更登録番号	変更年月日	変更登録番号	変更年月日	異動年月日	使用課所	照合印	異動年月日	使用課所	照合印	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	年 月 日			年 月 日			
種別・用途			燃料の種類									
車名・通称			主な用途 (車の種類)									
車台番号			タイヤ寸法			取 得			処 分			
装 備 等						年 月 日			年 月 日			
						取 得 先			処 分 先			
自動車検査証有効期間	自 賠 責 保 険					取 得 価 格	円		処 分 価 格	円		
—	期 間	会 社 名	保 険 証 明 書 番 号		取 得 課 所			処 分 課 所				
—	—	—	—		区 分	新車・中古・寄附		区 分	売却・譲与・廃棄・教材			
—	—	—	—		備 考			備 考				
—	—	—	—		予 算 科 目 等 (取得年度)	款	項	目	金 額	財源(県単 又は国庫)		
—	—	—	—						円			
—	—	—	—						円			
—	—	—	—									
—	—	—	—		国 庫 補 助 対 象 車 の 場 合	取得予算国庫 補助事業名						
—	—	—	—			処分制限の有無	無・有(期間 年間・期限 年月まで)					
—	—	—	—		経 費 予 算 国 庫 補 助 事 業	事業名			期 間			
—	—	—	—			事業名			期 間			
—	—	—	—		そ の 他 特 記 事 項	(低公害車仕様・燃費基準達成区分等)						
—	—	—	—									
—	—	—	—									

用紙はうぐいす色

(裏)

年 度		積算走行距離 km	年間走行距離 km	年間燃料使用量		年間修繕料 円	備考・特記事項
年度	年月日現在			種 類	単 位		
							(写 真)

備 考			貸 付 け の 状 況

用紙はうぐいす色

- 備考
- 1 このカードは、自動車検査証を基準として記載すること。
 - 2 上欄の県とは県単独事業分で購入したもの、国とは国庫補助事業分で購入したものを示し、該当するものを○で囲むこと。
 - 3 車両1台ごとに別業として作成すること。

様式第百九号（六）の備考２中「~~滋養~~」を削る。

様式第百九号（十八）を次のように改める。

様式第 109号（18） 削除

様式第百九号（十九）中「福祉保健総合センター所長

課」を「福祉事

務所長~~課~~」に改める。

様式第百九号（二十三）の次に次の一様式を加える。

第 号	
徴 収 職 員 証	
次の者は、地方自治法第231条の3第3項の規定による滞納処分を行う権限を有する職員であることを証明する。	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
年 月 日交付	
埼玉県知事 印	

地方自治法（抜粋）
（督促、滞納処分等）
第231条の3 （略）
2 （略）
3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
4～11 （略）
埼玉県財務規則（抜粋）
（滞納処分の手続）
第201条の2 債権管理者は、所属の職員のうちから指定した者（以下この条において「徴収職員」という。）に滞納処分を行わせることができる。
2 徴収職員は、第208条第1項の分任出納員とみなす。
3 徴収職員は、滞納処分を行おうとするときは、徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第二百一十一号(三)中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改める。
様式第二百一十一号(九)を次のように改める。

様式第121号(9) 削除

様式第二百一十一号(十)の備考中「定時制」を「全日制の課程、定時制」に改め、「添入。」の次に「及び冊資料」を加える。

様式第三百三十三号(三)の備考中、「埼玉県立大学(図書館に係る図書に限る。)」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十六条の改正規定 平成二十二年七月一日

二 第二百五条の二の改正規定並びに様式第二十四号(四)の備考1及び様式第二十四号(五)の改正規定、様式第六十三号(二)の(注)4の改正規定(「授業料」を「入学科等」に改める部分に限る。)並びに様式第九号(六)の備考2、様式第九号(十八)、様式第二百一十一号(九)及び様式第二百一十一号(十)の備考の改正規定 埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第二十二号)の施行の日

2 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十五号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第四項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県会計管理者 小林 年 勝

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表会計管理課長専決事項の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号

埼玉県流域下水道事業財務規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県流域下水道事業財務規程

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	会計伝票、帳簿及び勘定科目
第一節	会計伝票（第九条―第十六条）
第二節	帳簿（第十七条・第十八条）
第三節	勘定科目（第十九条）
第三章	金銭会計
第一節	通則（第二十条・第二十一条）
第二節	収入（第二十二条―第三十六条）
第三節	支出（第三十七条―第五十五条）
第四節	預金利息（第五十六条）
第五節	預り金、預り有価証券及び前受金（第五十七条―第六十九条）
第六節	出納取扱金融機関（第七十条―第八十四条）
第四章	たな卸資産会計
第一節	通則（第八十五条）
第二節	出納（第八十六条―第九十条）
第三節	保管（第九十一条・第九十二条）
第四節	処分（第九十三条―第九十七条）
第五節	たな卸（第九十八条）
第五章	たな卸資産以外の物品
第一節	通則（第九十九条・第一百条）
第二節	管理及び処分（第一百一条―第一百一十一条）
第六章	固定資産会計
第一節	通則（第一百十二条―第一百五十一条）
第二節	取得（第一百六条―第一百二十二条）
第三節	管理（第一百二十三条―第一百三十八条）
第四節	処分（第一百三十九条―第一百四十四条）

第五節 減価償却（第四百四十五条―第四百四十八条）
第六節 雑則（第四百四十九条・第五百十条）

第七章 契約

第一節 通則（第五百一十一条―第六十七条）
第二節 一般競争入札（第六十八条―第七十八条）
第三節 指名競争入札（第七十九条―第八十二条）
第四節 随意契約（第八十三条―第八十六条）
第五節 単価契約（第八十七条―第八十九条）
第六節 長期継続契約（第九十条）
第七節 セリ売り（第九十一条）

第八章 職員の賠償責任（第九十二条・第九十三条）

第九章 予算

第一節 予算の編成（第九十四条―第九十七条）
第二節 予算の執行（第九十八条―第二百一条）
第三節 一時借入金（第二百十二条・第二百十三条）
第十章 決算（第二百十四条―第二百七条）
第十一章 補則（第二百八条―第二百二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 埼玉県流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）の財務に関しては、法令、条例及び他の規程に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（規程等の遵守）

第二条 財務事務を担当する職員は、この規程並びに法令、条例及び他の規程の定めるところに従い、適正かつ能率的な事務処理に努めなければならない。

（会計の一般原則）

第三条 下水道事業に関する会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

一 事業の財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。
二 すべての取引について正規の簿記の原則により正確な会計帳簿を作成すること。

三 資本取引と損益取引を明確に区分し、整理すること。

四 事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する

る書類に明りょうに表示すること。

五 会計処理の方法及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

六 事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態に備えて健全な会計処理をすること。

(用語の意義)

第四条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 本庁 埼玉県下水道局組織規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号)第二条第一項に掲げる機関をいう。

二 地域機関 埼玉県下水道局組織規程第六条に定める機関をいう。

三 局長 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)第五条に基づく局長をいう。

四 課長 本庁の課長をいう。

五 所長 地域機関の長をいう。

六 金銭 現金及び預金並びに小切手、郵便為替その他現金に代わるべき証券類をいう。

七 たな卸資産 消耗品、備品及び材料等でたな卸経理を行うものをいう。

八 たな卸資産以外の物品 消耗品、備品及び材料等で前号に掲げるもの以外のものをいう。

九 固定資産 別表第一に定める勘定科目による固定資産をいう。

十 建設仮勘定 建設工事又は製作を行う場合で、その工期が一事業年度を超えるもの又は単年度事業であっても整理を必要とするものについて、その経費を計算整理する勘定をいう。

十一 仮設備 固定資産を建設するために取得した第九号に掲げる固定資産に相当する資産をいう。

十二 引当金 修繕引当金及び退職給与引当金をいう。

十三 生産品 事業経営の過程で二次的に生産されたもので市場価値のあるものをいう。

(企業出納員)

第五条 本庁に企業出納員を置くものとし、課長の職にある者をもってこれに充て、出納その他の会計事務をつかさどるものとする。ただし、当該企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、当該課の副課長の職にある者をもってこれに充てるものとする。

2 地域機関に企業出納員を置くものとし、それぞれ当該地域機関の総務担当部長をもってこれに充て、当該地域機関の出納その他の会計事務をつかさどるものとする。ただし、当該企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する者をもってこれに充てるものとする。

（出納事務の委任）

第六条 次の各号に掲げる企業出納員に対し、それぞれ当該各号に掲げる事務を委任する。

一 本庁の企業出納員

イ 金銭の出納

ロ 小切手の振出

ハ 小切手振出の通知、隔地払の請求、送金の通知並びに口座振替の請求及び通知

ニ 支払に係る預金の組替え

ホ たな卸資産の出納及び保管

ヘ 支出命令に係る支出負担行為の債務の確認

二 地域機関の企業出納員

イ 金銭の出納

ロ たな卸資産の出納及び保管

ハ 支払命令に係る支出負担行為の債務の確認

（善管注意義務）

第七条 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、当該事務を行わなければならない。

（金融機関の出納事務取扱い）

第八条 下水道事業の業務に係る金銭の出納事務については、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二十七条ただし書の規定により指定した金融機関に行わせるものとする。

第二章 会計伝票、帳簿及び勘定科目

第一節 会計伝票

（会計伝票による処理）

第九条 取引は、すべて会計伝票によって処理するものとする。

（会計伝票の種類）

第十条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票の三種とする。

2 収入伝票は、金銭収入の取引について発行する。

- 3 支払伝票は、金銭支払の取引について発行する。
- 4 振替伝票は、前二項に規定する取引以外のものについて発行する。

(会計伝票の発行)

第十一条 会計伝票は、課長又は所長が発行するものとする。

- 2 課長又は所長は、前項の伝票を発行する事由が発生した都度、自ら伝票を発行する場合を除いて、直ちにこの旨を伝票を発行する所管の課長又は所長に通知するものとする。

(科目の振替)

第十二条 科目の振替については、第一号から第七号までに掲げるものにあつては課長又は所長が、第八号に掲げるものにあつては課長が、必要に応じて作成した調査に基づいて振替伝票に決裁することにより行うものとする。

- 一 予算執行を伴う振替
- 二 発生品の庫入れによる振替
- 三 固定資産(仮設備を含む。)の処分による振替
- 四 企業債発行差金の計上による振替
- 五 受贈財産評価額の計上による振替
- 六 入札保証金の契約保証金への充当による振替
- 七 預り有価証券の納付及び還付による振替
- 八 前各号に掲げるもの以外の振替

(副課長等の専決事項)

第十三条 課長又は所長が決裁することができる財務事務のうち、管理者が別に定める事務であつて課長又は所長があらかじめ指定するものについては、その起案の回議を受ける直近下位の副課長(主幹を含む。第百九十二条の表中欄において同じ。)又は副所長(担当部長を含む。同欄において同じ。)が専決することができる。

- 2 課長又は所長は、前項の規定により指定したときは、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。その指定を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により専決することができる者は、専決することができる事項であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、課長又は所長の決裁を受けなければならない。この場合において、当該専決することができる者は、あらかじめ当該事案について課長又は所長に報告しなければならない。

一 事案の内容が特に重要と認められるとき。

二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

三 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

四 事案について特に課長又は所長が了知しておく必要があると認められるとき。

4 専決事項のうちあらかじめ課長又は所長が指定したものを専決した者は、速やかにその内容を課長又は所長に報告しなければならない。

(会計伝票の発行等)

第十四条 会計伝票は、取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて発行するものとする。

2 会計伝票には、収入済通知書、請求書、検査証明書その他証拠となるべき書類を添付しなければならない。

(会計伝票の送付)

第十五条 課長及び所長は、会計伝票を発行したときは、速やかにこれを、企業出納員に送付しなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定により送付を受けた会計伝票について、取引の終了後、これを返付しなければならない。

(会計伝票等の保管)

第十六条 課長及び所長は、発行した会計伝票及びその証拠書類を種類別に区分し、日付順に編集し、保管しなければならない。

第二節 帳簿

(帳簿)

第十七条 帳簿の種類は、次のとおりとする。

一 予算現額一覧表

二 企業債台帳

三 収入予算執行整理簿

四 支出予算執行整理簿

五 未収金整理簿

六 未払金整理簿

七 物品受払簿

八 工事整理簿

九 固定資産台帳（建設仮勘定で整理するものを除く。）

十 総勘定元帳（内訳簿）

十一 一時借入金出納簿

十二 預金出納簿

- 十三 預り金整理簿
- 十四 預り有価証券出納簿
- 十五 貯蔵品出納簿
- 十六 現金出納簿

2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる帳簿を備え、整理しておかなければならない。

- 一 課長 前項第一号から第十号までの帳簿
- 二 所長 前項第三号から第十号までの帳簿
- 三 本庁の企業出納員 前項第十一号から第十六号までの帳簿
- 四 地域機関の企業出納員 前項第十二号から第十六号までの帳簿
- 五 資金前渡担当者 前項第十六号の帳簿

(帳簿の照合)

第十八条 相互に関連する帳簿は、随時照合しなければならない。

第三節 勘定科目

(勘定科目)

第十九条 下水道事業の経理は、別表第一に定める勘定科目により整理するものとする。

第三章 金銭会計

第一節 通則

(預金現在高照合)

第二十条 本庁の企業出納員は、預金について、第八十一条の規定により出納取扱金融機関から送付を受けた書類に基づき、その日の現在高を把握しておかなければならない。

(現金及び有価証券の保管)

第二十一条 企業出納員は、すべての現金及び有価証券を出納取扱金融機関その他の確実な金融機関に管理者名義で預け入れ、又は保護預けしなければならない。ただし、即日払出しを要する預り金及び保管期間が短期な有価証券で保管に支障がない場合は、この限りでない。

第二節 収入

(徴収の権限の委任)

第二十二条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる収入の徴収の権限を委任する。

- 一 課長 次号に掲げるもの以外の収入
- 二 所長 地域機関に係る収入

(収入の調定)

第二十三条 収入の調定は、前条の規定による収入の徴収権限の委任を受けた者(以下「収入徴収権者」という。)が、収入調定書に決裁することにより行う。

(収入の調定の変更)

第二十四条 収入徴収権者は、調定をした後において、当該調定をした金額について法令、条例、規程等の改廃又は調定もれその他の理由により変更しなければならないときは、直ちにその変更に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調定しなければならない。

(調定の通知等)

第二十五条 収入徴収権者は、収入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に対して、納入通知書を送付しなければならない。ただし、収入を確認した後に調定を行うものにあつては、納入通知書の送付は要しない。

(納期限の指定)

第二十六条 収入徴収権者は、別に納期限が定められているものを除き、前条の納入通知書には、当該通知を発する日から起算して十五日以内において適宜の納期限を定めるものとする。

(調定が超過した場合の納入の通知の変更)

第二十七条 第二十四条の規定により減少額に相当する金額について調定をした収入で、既に納入の通知をし、かつ、収入済となっていないものについては、直ちに納入義務者に対して、当該納入の通知をした金額が当該調定後の納付すべき金額を超過している旨及び正当金額を通知しなければならない。この場合において、当該正当金額の通知は納入通知書により行うものとする。

(納入通知書の再発行)

第二十八条 収入徴収権者は、納入義務者から納入通知書を亡失し、又は著しく汚損した旨の申出があつたときは、直ちに当該納入通知書に記載されていた事項及び再発行である旨を記載した納入通知書を当該納入義務者に交付しなければならない。

(口座振替の方法による納入)

第二十九条 納入義務者は、口座振替の方法により収入を納付しようとするときは、預金口座を設けている出納取扱金融機関の承諾を得て、口座振替納付届を収入徴収権者に提出しなければならない。

2 収入徴収権者は、前項の納付届の提出があつたときは、口座振替に係る納入通知書を出納取扱金融機関に送付するものとする。

3 収入徴収権者は、前項の規定による納入通知書の送付に代えて、出納取扱金融機関に口座振替納入通知情報（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を電気通信回線を使用して送信（以下「送信」という。）することができる。

（金銭の収納手続）

第三十条 企業出納員は、納入通知書又は督促状によらないで金銭を収納したときは、領収書を納入者に交付するとともに、現金出納簿により整理しなければならない。

2 企業出納員は、収納した金銭を、払込書によって即日又は翌日出納取扱金融機関に払い込まなければならぬ。

（徴収又は収納の委託）

第三十一条 局長は、法第三十三条の二の規定に基づき、下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託があったときには、当該委託を受けた者に対し、当該事務の受託者である旨を証する証票を交付するものとする。

2 下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の受託者は、その収納した金銭を管理者が別に定める日までに払込書によって、出納取扱金融機関に受託収入計算書を添えて払い込まなければならない。

（誤払金等の徴収の権限の委任等）

第三十二条 支出の誤払い若しくは過渡しとなった金額又は資金前渡若しくは概算払いをした場合の精算残金の徴収の権限を課長又は所長に委任する。

2 支出の誤払い若しくは過渡しとなった金額又は資金前渡若しくは概算払いした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例によるものとする。

（収納済通知書の送付）

第三十三条 本庁の企業出納員は、出納取扱金融機関から収納済通知書の送付を受けたときは、直ちに収入徴収権者に収納済通知書を送付しなければならない。

2 本庁の企業出納員は、第七十三条第二項の規定により収納済通知情報（収納済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）の送信を受けたときは、直ちに収入徴収権者に収納済通知情報を送信しなければならない。

（収入伝票の発行）

第三十四条 収入徴収権者は、前条の規定による収納済通知書の送付又は収納済通知情報の送信を受けたときは、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

（督促）

第三十五条 収入徴収権者は、債権について、納入の通知で指定された期限（納入

の通知を必要としない債権については、納期限）を經過してもなお履行されない場合には、当該納期限の翌日から起算して四十日以内に納入義務者に対して、督促状により督促しなければならない。

2 督促状には、その発行の日から起算して十五日以内において適宜の納期限を指定するものとする。

（不納欠損）

第三十六条 法令、条例若しくは議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、収入徴収権者は、当該債権に係る不納欠損調査を作成し、第十二条に規定する科目振替の手続を行わなければならない。

第三節 支出

（支出命令の権限の委任）

第三十七条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める支出の命令の権限を委任する。

- 一 局長 第三号に掲げるもの以外の重要又は異例な事項に係る経費の支出
- 二 課長 前号及び次号に掲げるもの以外の支出
- 三 所長 配当された予算に係る経費の支出

（支出命令）

第三十八条 前条の規定により支出の命令の権限の委任を受けた者（以下「支出命令権者」という。）は、次の事項を確認した上でなければ当該支出の命令をしてはならない。

- 一 予算の目的に違反していないこと。
- 二 所属年度、支出科目、金額及び債権者に誤りがないこと。
- 三 予算額を超過していないこと。
- 四 その他財務に関する規定に違反していないこと。

2 支出の命令は、支出命令権者が支払伝票に決裁することにより行う。

3 支出命令権者が支出の命令をしたときは、支払伝票を発行するものとし、当該支払伝票には請求書、契約書若しくはその写し、決定通知書又は通達等の写しその他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）（第二百三十四条の二第一項の規定による検査を完了した契約に係る支払伝票には、検査調査を添付しなければならない。ただし、第六十六条第一項の規定により検査調査を省略したときは、この限りでない。

（債務確定の確認等）

第三十九条 企業出納員は、支払伝票の送付を受けた場合においては、当該支出に係る支出負担行為が法令、条例又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ、当該支出をすることができない。

(直接払)

第四十条 本庁の企業出納員は、債権者に直接支払をしようとするときは、出納取扱金融機関の統轄店(以下「統轄店」という。)を支払人とする小切手を振り出さなければならない。

2 本庁の企業出納員は、その振り出す小切手に受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を記載するとともに、持参人払式のものであることを明記しなければならない。ただし、受取人が官公署又は資金前渡担当者である場合を除き、受取人の氏名の記載を省略することができる。

(隔地払)

第四十一条 本庁の企業出納員は、隔地払の方法による支払をしようとするときは、統轄店に対し送金案内書及び支払依頼書を送付するとともに、債権者に対し送金通知書を送付しなければならない。

(口座振替払)

第四十二条 本庁の企業出納員は、口座振替の方法による支払をしようとするときは、統轄店に対し支払調書(口座振込)及び支払依頼書を送付するとともに、必要があると認めるときは、債権者に対し口座振込通知書を送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給与、児童手当、子ども手当及び旅費を口座振替の方法により支払う場合の手続については、管理者が別に定める。

3 本庁の企業出納員は、第一項の規定による支払調書(口座振込)の送付に代えて、統轄店に対し振込依頼情報(支払調書(口座振込)に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を送信することができる。

(領収書の徴取)

第四十三条 本庁の企業出納員は、前三条による支払をしたときは、債権者から領収書を、統轄店から支払済通知書を徴さなければならない。

2 前項の規定による領収書又は支払済通知書には、請求書に押した印鑑又はあらかじめ届け出た印鑑と同一のものを押させなければならない。ただし、代理人が受領するとき、印鑑を紛失したときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、当該理由を証明すべき書類を徴さなければならない。

らない。

(支払が終わらない資金の処理)

第四十四条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号。以下「政令」という。)第二十一条の九第三項の規定による資金があるときは、直ちに収入の手續をしなければならない。

(資金前渡)

第四十五条 政令第二十一条の五第一項第十四号に規定する管理規程で定める経費は、下水道使用料及び後納する郵便に関する料金とする。

2 政令第二十一条の五第一項第十五号に規定する管理規程で定める経費は、次のとおりとする。

一 本庁、地域機関等において常時必要とする経費

二 式典、体育会、講演会、委員会その他会合の場所において支払を必要とする経費

三 即時支払をしなければ、購入し、利用し、又は使用することができないものの購入等に要する経費

四 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行に対して支払う経費(前項に掲げるものを除く。)

五 交際費

六 賃金

七 供託金

八 保険料

九 賠償金

十 児童手当

十一 子ども手当

十二 日本放送協会に対して支払う受信料

(資金前渡担当者の指定)

第四十六条 支出命令権者は、資金の前渡をしようとするときは、あらかじめ、資金の前渡を受ける者(以下「資金前渡担当者」という。)を定めなければならない。

(前渡する資金の限度)

第四十七条 前渡する資金の限度は、次のとおりとする。

一 常時支払を必要とする経費については、一箇月分(交際費にあっては、三箇月分)以内の予定経費

- 二 随時支払を必要とする経費については、所要の経費
- 三 外国において支払をする経費については、事務の必要によって三箇月以内の予定経費

(前渡資金の取扱い)

第四十八条 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金を出納取扱金融機関又は確実な金融機関に預金しなければならぬ。ただし、直ちに支払う場合その他預金として保管することが適当でない場合は、この限りでない。

2 資金前渡担当者は、現金出納簿を備え、出納の都度、整理しなければならない。ただし、直ちに支払を完了した場合は、この限りでない。

3 資金前渡担当者は、第一項本文の規定による預金から生じた利子を、速やかに、払込書によって出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(前渡資金の精算)

第四十九条 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金について、支払を完了したときは、次に掲げる日までに前渡資金精算書を作成し、これに債権者の領収書(レシートその他支払を証明する書類を含む。以下この項において同じ。)を添付して支出命令権者の確認を受けなければならない。ただし、給与、児童手当、子ども手当及び交際費については、債権者の領収書の添付を省略することができる。

一 第四十七条第一号の経費については、翌月五日まで

二 第四十七条第二号の経費については、支払の完了後(出張により支払をする経費については、帰庁後)五日まで

三 第四十七条第三号の経費については、帰庁後五日まで

四 第二号の規定にかかわらず、社会保険料、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第六条の二第一項の規定により市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料、電気、水道及びガスの料金、電気通信役務に関する料金、下水道使用料、後納する郵便に関する料金並びに日本放送協会に対し支払う受信料については、領収書の受領後五日まで

2 給与、児童手当、子ども手当、報酬、費用弁償、賃金、報償金、会議用負担金、研修費及び資料代並びに前項第四号の経費に係る前渡を受けた資金の精算で残金がない場合は、前項の規定にかかわらず、前渡資金精算書の作成を省略することができる。この場合において、資金前渡担当者は、支払を証明する書類に支出命令権者の確認を受けなければならない。

3 資金前渡担当者は、精算による残金を直ちに払込書によって支出した科目に戻

入しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第四十七条第一号の経費に係る精算による残金は、翌月（交際費にあつては、翌四半期）に繰越しすることができる。ただし、年度終了の月にあつては、この限りでない。

5 資金前渡担当者は、前渡を受けた資金の精算をした後でなければ、次の資金の前渡を受けてはならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

6 企業出納員は、前渡した資金の用途がその交付の目的に相違すると認めるときは、精算の更正又は返納その他必要な措置を支出命令権者に要求しなければならない。

（概算払）

第五十条 政令第二十一条の六第五号に規定する管理規程で定める経費は、保険料、委託費及び賠償金とする。

2 旅費の概算払は、宿泊を要する旅行、県内旅行以外の旅行で行程二百キロメートル以上の旅行又は十日以上継続する旅行以外の旅行については、これをすることができない。

（概算払の精算）

第五十一条 支出命令権者は、概算払をした経費について、当該経費に係る事務の終了後五日以内に概算払精算書を作成しなければならない。

2 旅費の概算払に係る精算であつて追給又は返納を要しないものは、前項の規定にかかわらず、概算払精算書の作成を要しない。

3 旅費の概算払を受けた者は、その精算をした後でなければ、次の概算払を請求してはならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（前金払）

第五十二条 政令第二十一条の七第八号に規定する管理規程で定める経費は、保険料及び建設工事に伴う補償費とする。

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の三割（当該経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設

費、労働者災害補償保険料及び保証料（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、これらの経費の四割）を超えない範囲内において前金払をすることができる。

3 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次のいずれにも該当するものにおける当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、前項の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の二割を超えない範囲内で前金払をすることができる。

一 工期の二分の一を経過していること。

二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

4 支出命令権者は、前二項の前金払を受けようとする請負者があるときは、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて提出させなければならない。

5 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなつた場合における営業補償費その他の補償費（当該家屋又は物件の移転料を除く。）については、当該経費の七割を超えない範囲内において前金払をすることができる。

（部分払）

第五十三条 支出命令権者は、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分につき、完納又は完成前に契約金額の一部分を支払う必要があるときは、物件の既納部分についてはこれに相当する代価の金額を、製造、修繕又は工事の既成部分についてはこれに相当する代価の十分の九以内の額を、支払うことができる。ただし、性質により可分の製造、修繕又は工事の完成部分については、これに相当する代価の全額までを支払うことができる。

2 前金払に係る部分払の額は、前払金に既納部分又は既成部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を、前項の規定による部分払の額から差し引いた額とする。

3 部分払の支払回数は、次の各号の定める回数範囲内において行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

一 契約金額が二千万円未満の場合 一回

二 契約金額が二千万円以上五千万円未満の場合 二回

三 契約金額が五千万円以上一億円以下の場合 三回

四 契約金額が一億円を超える場合 一億円を超える金額につき五千万円を増す

ごとに前号の回数に一を加えた回数

(小切手等の再発行)

第五十四条 本庁の企業出納員は、小切手又は送金通知書を亡失し、又はき損した者からその再発行の申出があるときは、再発行請求書に出納取扱金融機関の未払である旨の証明を受け、これを提出させなければならぬ。小切手の場合にあつては、併せて除権判決の謄本を提出させなければならぬ。

2 本庁の企業出納員は、前項の請求書を受けたときは、事実を調査した上、再発行の手續をとらなければならぬ。この場合において、小切手にあつては小切手及び小切手振出済通知書の余白に「年月日小切手記号第 号分再発行」と、送金通知書にあつてはその余白に、「年月日再発行」と記載し、当該箇所に印を押さなければならぬ。

(誤納金又は過納金の取扱い)

第五十五条 誤納又は過納となつた収入金がある場合は、これを納入者に還付する。ただし、納入者の未納に係る収入金がある場合は、これに充当するものとする。

2 前項の規定により収入金を還付し、又は充当する場合は、当該納入者に対しその旨を通知するものとする。

3 誤納又は過納の収入金を充当する場合には、振替の手續の例によるものとし、還付する場合には、支出の手續の例によるものとする。

第四節 預金利息

(預金利息)

第五十六条 預金利息は、出納取扱金融機関その他の金融機関(以下「預金先金融機関」という。)から提出された預金利息計算書に基づき、元本に受け入れるものとする。

第五節 預り金、預り有価証券及び前受金

(預り金の整理)

第五十七条 下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として、預り金整理簿により整理しなければならない。

(預り金の納付)

第五十八条 預り金の納付は、課長又は所長の交付する納付書により行わせるものとする。

(預り金の受入手續)

第五十九条 企業出納員は、預り金の納付を受けたときは、納入者に領収書を交付し、出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(預り金の払出請求等)

第六十条 課長又は所長は、自ら預り金の払出しをする場合を除いて、課長又は所長あての払出請求書に預り金の領収書又はその写しを添えて行わせるものとする。

(所得税過納額還付金の払出し)

第六十一条 年末調整による所得税の過納額に係る還付金を口座振替の方法により払い出す場合の手続は、管理者が別に定める。

(受入れ及び払出しの手続)

第六十二条 第五十七条から前条までに定めるもののほか、預り金の受入れは、収入の手続の例によるものとし、払出しは支出の手続の例によるものとする。

(預り有価証券の整理)

第六十三条 下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、これを預り有価証券として、預り有価証券出納簿により整理しなければならない。

(預り有価証券の納付)

第六十四条 第五十八条の規定は、預り有価証券の納付について準用する。この場合において、同条中「納付書」とあるのは「預り有価証券納付書」と読み替えるものとする。

(預り有価証券の受入れ)

第六十五条 企業出納員は、預り有価証券の納付を受けたときは、納付者に預り有価証券受領書を交付するとともに、課長又は所長に預り有価証券収納済通知書を送付しなければならない。

2 課長又は所長は、預り有価証券収納済通知書の送付を受けたときは、直ちに振替伝票を発行しなければならない。

(預り有価証券の払出し)

第六十六条 預り有価証券の還付の請求は、課長又は所長あての預り有価証券還付請求書により行わせるものとする。

2 課長又は所長は、前項の還付の請求を受けたときは、その理由を調査し、振替伝票を発行するものとし、当該振替伝票には、預り有価証券還付請求書を添付するものとする。

3 企業出納員は、前項の振替伝票の送付を受けたときは、前条第一項の規定により交付した預り有価証券受領書の末尾に同項の納付者に記名押印させ、これと引換えに当該預り有価証券を還付しなければならない。

(入札保証金等の特例)

第六十七条 第五十八条から第六十条まで及び前三条までの規定は、即日払出しを

要する入札保証金及び入札保証金に代える担保（以下この条において「入札保証金等」という。）については適用しない。

2 企業出納員は、入札保証金等の納付を受けたときは、納入者に預り証を交付しなければならない。

3 入札保証金等を還付するときは、前項の預り証に領収の旨を付記させるとともに押印させ、これと引換えに還付するものとする。

（前受金）

第六十八条 課長又は所長は、既に現金を受け入れたものうち債務を履行していないものについては、前受金として整理しなければならない。

2 課長又は所長は、前項の債務を履行したときは、当該科目に振り替えなければならない。

（預り金及び前受金の利子）

第六十九条 預り金及び前受金には、利子を付さないものとする。

第六節 出納取扱金融機関

（統轄店の設置等）

第七十条 出納取扱金融機関は、公金の出納事務を統轄する店舗として統轄店を指定するものとする。

（収納金の整理区分）

第七十一条 統轄店は、収納金を収納月別及び預金種別に区分し、それぞれ年度別に整理しなければならない。

（収納金の取扱い）

第七十二条 出納取扱金融機関は、金銭を収納したときは、収入徴収権者が指定した出納取扱金融機関の預金口座に直ちに受け入れ、又は振り込まなければならない。

2 出納取扱金融機関が二以上ある場合においては、管理者が定める一の出納取扱金融機関を総括出納取扱金融機関とする。

3 総括出納取扱金融機関以外の出納取扱金融機関は、第一項の規定により受け入れ、又は振り込まれた収入を総括出納取扱金融機関の預金口座に振り替えなければならない。

4 前項の規定により出納取扱金融機関が総括出納取扱金融機関の預金口座に振り替えるべき期限は、当該総括出納取扱金融機関との契約において定められた日とする。

（収納の通知）

第七十三条 出納取扱金融機関は、現金を収納したときは、当該納入者に領収書を

交付するとともに、収納済通知書を本庁の企業出納員に送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納済通知書の送付に代えて、収納済通知情報を本庁の企業出納員に送信することができる。

3 出納取扱金融機関は、口座振替の方法により現金を収納した場合（納入通知書において、収納した場合を除く。）において、前項の規定により収納済通知情報を送信するときは、納入者からの申出があった場合に限り、第一項の領収書の交付を省略することができる。

（証券による収納等）

第七十四条 出納取扱金融機関は、証券による収入の払込みを受けたときは、政令第二十一条の三第二項に該当する場合を除き、直ちにこれを収納し、当該納入に関する書類に「証券受領」の印を押して納入者に領収書を交付し、収納済通知書を本庁の企業出納員に送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、小切手に不渡りのものがあるときは、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第三十九条の規定による証明を受け、政令第二十一条の三第三項の手續をした上で、収納金控除通知書を本庁の企業出納員に送付しなければならない。

3 政令第二十一条の三第一項第一号に規定する管理者が定める区域は、埼玉県及び東京都の区域とする。

（預金の振替等の通知）

第七十五条 本庁の企業出納員は、預金の振替又は組替をしようとするときは、預金振替（組替）通知書（出納取扱金融機関との契約により別に定める方法による場合は、その方法をいう。以下同じ。）を預金先金融機関に送付しなければならない。

（預金の振替等）

第七十六条 預金先金融機関は、前条の規定による預金振替（組替）通知書の送付を受けたときは、当該資金を指定された預金口座に振替又は組替えをしなければならない。

（小切手による支払）

第七十七条 出納取扱金融機関は、本庁の企業出納員の振り出した小切手の提示を受けた場合においては、次に掲げる事由に該当するときは除き、直ちに支払いをしなければならない。

一 小切手が合式でないとき。

二 小切手に改ざん、塗まつ、その他変更の跡があるとき。

- 三 小切手の記載事項が明らかでないとき。
- 四 小切手に押されている本庁の企業出納員の公印の印影が第二百十九条の規定により届出を受けた公印の印影と符合しないとき。
- 五 小切手が発行の日から一年を経過しているとき。

(支払依頼書等を受けた場合の手続)

第七十八条 統轄店は、第四十一条の規定による送金案内書及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された口座から支払額を引き出し、支払済通知書を本庁の企業出納員に送付するとともに、本庁の企業出納員の指定した支払場所で支払うことができるようにしなければならない。

2 統轄店は、第四十二条第一項の規定による支払調書(口座振替)及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された口座から支払額を引き出し、支払済通知書を本庁の企業出納員に送付するとともに、口座振替の手続をとらなければならない。

(未払通知書の送付等)

第七十九条 出納取扱金融機関は、隔地払で交付の日から一年を経過した資金があるときは、当該一年を経過した日の属する月の翌月五日までにその資金に係る隔地払未払通知書を作成し、本庁の企業出納員に送付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の資金を即日払込書により払い込まなければならない。
い。

(未払の証明)

第八十条 出納取扱金融機関は、第五十四条第一項の小切手の再発行請求書に未払である旨の証明の申出があったときは、除権判決及び未払の事実を確認の上、未払である旨を証明しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、第五十四条第一項の送金通知書の再発行請求書に未払である旨の証明の申出があったときは、その事実を確認の上、未払である旨を証明しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、前二項の規定により未払の証明をしたときは、直ちにその支払を停止する手続をとらなければならない。

(収納金等の日計表等の提出)

第八十一条 出納取扱金融機関は、公金の収納及び支払について次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に定めるところにより本庁の企業出納員に送付しなければならない。

- 一 収納日計表 当日
- 二 支払日計表 当日

三 預金現在高証明書 翌月五日

(証拠書類の整理及び保存)

第八十二条 出納取扱金融機関は、その取扱いに係る納入通知書その他の証拠書類を年度別及び収支別に区分して保存しなければならない。

(電磁的記録による保存)

第八十三条 出納取扱金融機関は、埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年埼玉県条例第九号)第三条第一項の規定により前条による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を出納取扱金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 出納取扱金融機関は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明りょうかつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

(検査)

第八十四条 管理者は、出納取扱金融機関について毎年一回以上その業務について検査しなければならない。

第四章 たな卸資産会計

第一節 通則

(たな卸資産に関する事務の統括)

第八十五条 たな卸資産に関する事務は、課長が統括する。

2 課長は、たな卸資産に関する事務の適正を図るため、必要があると認めるときは、所長に対し、たな卸資産の取得、管理及び処分について報告を求め、実地に調査し、又は必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第二節 出納

(庫入及び庫出の手続)

第八十六条 課長又は所長は、支出又は振替の手續の例によりたな卸資産の庫入及び庫出を行うものとする。

(庫入価額)

第八十七条 たな卸資産の庫入価額は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 購入品は、購入に要した価額
- 二 製作品は、製作に要した価額
- 三 前二号以外のものは、適正な見積価額

(庫出価額)

第八十八条 たな卸資産の庫出価額は、先入先出法によるものとする。ただし、特に必要があるときは、管理者の承認を受けて、個別法又は移動平均法によることができる。

(庫出材料の戻入れ)

第八十九条 建設改良又は修繕のため庫出した材料に残品が生じた場合は、戻し入れなければならない。

(発生品)

第九十条 課長又は所長は、次の各号に掲げる場合で再使用可能な物件があるときは、これをたな卸資産として庫入しなければならない。

- 一 費用として経理していた物品に残品が生じたとき。
- 二 工事の施行に伴い撤去品が生じたとき。
- 三 その他不用の物品を生じたとき。

第三節 保管

(保管)

第九十一条 企業出納員は、庫入手續の終わったたな卸資産を所定の場所に保管しなければならない。

2 企業出納員は、たな卸資産に、貯蔵品名票により、品名、品質、形状等を標示しておかなければならない。

(たな卸資産の紛失等の措置)

第九十二条 企業出納員は、その保管に係るたな卸資産について紛失その他の事故があることを発見したときは、速やかにその原因及び現状を調査した上、書面により課長又は所長に報告しなければならない。

第四節 処分

(不用の決定)

第九十三条 たな卸資産は、その本来の用途に供することができないと認められる

場合に限り、不用の決定をすることができる。

2 たな卸資産の不用の決定をしようとするときは、品名、数量、価額、理由等を記載した伺書により課長又は所長の決裁を受けなければならない。

(売払いの手続)

第九十四条 前条の規定により不用の決定をしたたな卸資産(以下「不用品」という。)を売払いしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した伺書により課長又は所長の決裁を受けなければならない。ただし、減額売払いに係るものについては課長に合議をしなければならない。

一 品名、数量等

二 売払いをする理由

三 売払いをする相手方の住所及び氏名(団体の場合は主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

四 売払いの予定価額及びその算定の根拠

五 売払い価額を低減しようとするときは、その理由

六 売払い代金の納付の方法及び時期

七 売払い代金の納付について延納の特約をしようとするときは、その理由

八 一般競争入札に付するときは、その公告案

九 指名競争入札又は随意契約によるときは、その理由及び通知案

十 契約書案(契約書を作成する場合)

(売払いの権限の委任)

第九十五条 地域機関に属する不用品の売払いの権限は、所長に委任する。

2 前条の規定は、前項の規定による委任事務の処理について準用する。

(廃棄)

第九十六条 所長は、不用品で、売払いをすることが不利若しくは不適當であるもの又は売却することができないものについては、課長に合議の上、これを廃棄することができる。

(たな卸資産の売払いに関する規定の準用)

第九十七条 第九十四条及び第九十五条の規定は、生産品の売払いについて準用する。

第五節 たな卸

(実地たな卸)

第九十八条 企業出納員は、たな卸資産について毎事業年度一回以上実地たな卸を行い、その結果についてたな卸明細表を作成し、課長に提出しなければならない。

2 実地たな卸に当たっては、帳簿の記載に計算上の誤りがないことを確認した上で、その帳簿残高と現物とを照合しなければならない。

3 課長は、企業出納員が実地たな卸を行う場合には、たな卸資産の受払い又は保管に直接関係のない職員を立ち会わせなければならない。

4 企業出納員は、実地たな卸の結果、帳簿の残高が現在高と一致しないときは、第九十二条の規定の例により修正を行わなければならない。

第五章 たな卸資産以外の物品

第一節 通則

(物品の区分)

第九十九条 たな卸資産以外の物品（以下この章において「物品」という。）は、次の各号に掲げる区分により整理するものとする。

一 備品（耐用年数一年以上、かつ、取得価格が二万円以上十万円未満の物品及び管理者が指定したものをいう。以下この章において同じ。）

二 消耗品（前号に掲げるもの以外の物品をいう。以下この章において同じ。）

(物品事務の伺書の合議)

第一百条 次の各号に掲げる事項に係る伺書は、課長に合議しなければならない。

一 備品を所属換えすること。

二 備品に係る貸付料を減免すること。

第二節 管理及び処分

(物品出納の帳簿記載)

第一百一条 課長又は所長は、備品又は管理者の指定した消耗品を出納したときは、物品受払簿に必要な事項を記載しておかなければならない。

(物品使用状況の把握)

第一百二条 課長又は所長は、職員の使用に供している物品について、その状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 課長又は所長は、二人以上の職員の共用に供している物品については、その使用責任者を定めておかなければならない。

3 課長又は所長は、備品（図書を除く。次項において同じ。）の使用状況について、管理者が別に定めるものを除き、物品供用簿により整理しておかなければならない。

4 課長又は所長は、備品を職員に使用させる必要がなくなったときは、直ちにこれを返納させなければならない。ただし、職員の異動等によりこれを直ちに物品供用引継書により後任者等に引き継がせ、使用させるときは、この限りでない。

(備品の標示)

第百三条 備品には、備品標示票、焼印、刻印等により番号及び機関名を標示しておくものとする。ただし、標示することが適当でないものについては、この限りでない。

(所属換え)

第百四条 物品は、これを所属換えすることができる。

2 課長又は所長は、物品の所属換えを受けようとするときは、当該所属換えを受けようとする物品に係る課長又は所長に物品所属換請求書を送付しなければならない。

3 課長又は所長は、所属換えにより物品を受入れたときは、当該所属換えにより物品の引渡しをした課長又は所長に物品受領書を送付しなければならない。

(物品の譲与又は減額売払い)

第百五条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で売り払うことができる。

一 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体若しくは土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条に規定する事業を行う者(以下「公共団体等」という。)又は私人に、公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。

二 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第百六条 物品は、公益上必要があると認められるときは、公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(物品の貸付け)

第百七条 物品の貸付けをしようとする場合において、契約書を作成するときは、次に掲げる事項を記載した伺書に当該契約書の案を添えて課長の決裁を受けなければならない。

一 品名、数量等

二 貸付けの相手方の住所及び氏名(団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

三 貸付けをする期間

四 貸付けをしようとする理由

五 貸付料の額及び算定の根拠

六 貸付料の納付の方法及び時期

七 貸付料を減免する場合は、その理由及び額

(物品の貸付けの権限の委任)

第百八条 地域機関に属する物品の貸付けの権限は、所長に委任する。

2 前条の規定は、前項の規定による委任事務の処理について準用する。

(不用の決定)

第百九条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合に限り、不用の決定をすることができる。

2 備品の不用の決定をしようとするときは、品名、数量、価額、理由等を記載した伺書により課長又は所長の決裁を受けなければならない。

(廃棄)

第百十条 課長又は所長は、不用の決定をした物品で、売払いをすることが不利若しくは不適當であるもの又は売払うることができないものについては、これを廃棄することができる。

2 前条第二項の規定は、備品の廃棄について準用する。

(たな卸資産に関する規定の準用)

第百十一条 第八十五条、第九十四条及び第九十五条の規定は、物品の管理及び処分について準用する。

第六章 固定資産会計

第一節 通則

(固定資産事務の統括)

第百十二条 固定資産（建設仮勘定を除く。ただし、仮設備は含む。以下この章において同じ。）の管理に関する事務は、局長が統括する。

2 局長は、固定資産の管理の適正を期するため必要があるときは、実地について調査をし、又は課長若しくは所長に対し、所属の固定資産について報告を求め、若しくは必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(固定資産事務の分担)

第百十三条 課長又は所長は、所属の固定資産の管理に関する事務を分担する。

(固定資産事務取扱主任)

第百十四条 本庁及び地域機関にそれぞれ固定資産事務取扱主任一人を置くものとし、当該機関の長が指定する者をもって、これに充てる。

2 固定資産事務取扱主任は、上司の命を受け、次の各号に掲げる事務に従事する。

- 一 固定資産台帳の整備に関すること。
- 二 所定の報告に関すること。
- 三 その他固定資産の事務に関すること。

3 固定資産事務取扱主任に異動を生じたときは、これらの者の属する機関の長は、三日以内にその旨を局長に報告しなければならない。

(固定資産事務の伺書の合議)

第百十五条 次の各号に掲げる事項に係る伺書は、課長に合議しなければならない。

- 一 固定資産（管理者が別に定めるものを除く。）の取得（建設仮勘定の精算による固定資産の取得する場合を除く。）をし、又は処分すること。
- 二 固定資産の使用許可（自治法第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可をいう。以下この章において同じ。）若しくは貸付け又は固定資産に私権の設定をすること。ただし、固定資産の使用許可にあっては、一件につき三百三十平方メートル以上の土地又は百六十五平方メートル以上の建物の一月以上の使用許可（使用期間の更新に係るものを除く。）に限る。
- 三 固定資産（管理者が別に定めるものを除く。）の用途若しくは目的を変更し、又は用途を廃止すること。
- 四 固定資産の所属換えをすること。
- 五 固定資産の使用許可の取消し又は固定資産に係る貸付け若しくは私権の設定の契約の解除をすること。
- 六 固定資産に係る使用料、地代又は貸付料を減額し、又は免除すること（使用期間の更新に係るもの及び別に定めるものを除く。）。

第二節 取得

(固定資産の取得前の措置)

第百十六条 課長及び所長は、固定資産を取得しようとするときは、当該固定資産について、他の権利による制限又は特殊の義務の有無その他の事項を調査しなければならぬ。

2 課長及び所長は、前項の調査の結果、他の権利による制限又は特殊の義務があることが判明した場合において、これらを排除する必要があるときは、当該資産の権利者をしてこれらを消滅させる等必要な措置を講じなければならない。

(固定資産の寄附受入れの手續)

第百十七条 固定資産の寄附の申込みがあったときは、第一号から第七号までに掲げる事項を記載した伺書に寄附申込書及び第八号から第十号までに掲げる書類を添えて、重要又は異例なものについては管理者の、管理者が別に定めるもの

については課長又は所長の、その他のものについては局長の決裁を受けなければならない。

- 一 受入れ後の固定資産の用途
- 二 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等
- 三 固定資産の見積額
- 四 寄附申込者の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
- 五 寄附に条件がある場合は、その内容
- 六 受入れ後の維持に要する費用の見積額
- 七 前条第一項の規定による調査結果
- 八 関係図面
- 九 登記事項証明書又は登記済証
- 十 建物等の敷地が第三者の所有に属する場合は、その地積、所有者の住所及び氏名並びに借地権の譲渡又は設定についての承諾書

（取得価額）

第一百十八条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 購入によるものは、購入に要した価額
- 二 建物工事又は製作によるものは、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- 三 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は当該価額からこれを控除した額
- 四 増設をしたもの又は改良を加えたものは、当該固定資産の価額に、増設に要した経費を加算した価額又は当該価額から撤去部分に相当する価額を控除した額に改良に要した経費を加算した価額
- 五 前各号以外のものにあつては、適正な見積りによる価額

（登記及び登録）

第一百十九条 課長又は所長は、取得した固定資産について登記又は登録を要するものは、遅滞なくその手続をしなければならない。

（固定資産の買入代金等の支払時期）

第二百十条 固定資産の買入代金又は交換差金は、当該資産の登記、引渡し等による對抗要件を備えた後でなければ支払ってはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（建設仮勘定）

第二百一十一条 課長又は所長は、建設仮勘定を設けて整理している工事又は製作が完了したときは、別に定める調書を添えて局長に報告しなければならない。

2 局長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに建設仮勘定の精算を行い、精算書を作成するとともに、課長をして固定資産の当該科目を振替させ、所管の所長に通知しなければならない。

3 局長は、前項の事務を処理する場合には、課長又は所長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 前三項の規定は、建設工事が完了する以前に使用を開始した場合に行う概算振替の事務について準用する。

(固定資産の取得報告書の提出)

第二百二十二条 課長又は所長は、固定資産（投資及び基金を除く。以下第二百二十八条及び第四百四十四条において同じ。）の取得があったときは、固定資産取得報告書を作成し、局長に提出しなければならない。

第三節 管理

(固定資産管理上の留意事項)

第二百二十三条 固定資産の管理に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 固定資産の利用状況が適正であるかどうか。

二 固定資産が亡失し、若しくは損傷し、又は不法に占拠若しくは使用されていないかどうか。

三 土地の境界が不明になっていないかどうか。

四 使用を許可し、貸付けし、又は私権を設定している固定資産の利用状況が適正であるかどうか。

五 使用料、貸付料又は地代の納入を怠っていないかどうか。

六 固定資産の現況が登記簿、登録簿、固定資産台帳等の記載事項と符号しているかどうか。

七 火災、盗難等の予防措置が適正に行われているかどうか。

(固定資産台帳の整理)

第二百二十四条 課長は、地域機関に係る固定資産台帳の副本を、課長又は所長は、所属の固定資産台帳の正本を、それぞれ備え、整理しておかなければならない。

2 土地に係る固定資産台帳には、当該土地についての公図の写し及び実測図、建物に係る固定資産台帳には、当該建物についての配置図及び平面図、構築物に係る固定資産台帳には、当該構築物についての関係図面を調整し、正本に添付

しておかなければならない。

(固定資産の事故報告等)

第二百五条 課長又は所長は、天災その他の事故により、所属の固定資産が亡失し、又は損傷した場合において、当該亡失又は損傷の結果が重大であると認めるときは管理者に、その他のときは局長に、直ちに、次に掲げる事項を報告しななければならない。

- 一 亡失又は損傷した固定資産の概要(名称、構造、数量等)
- 二 亡失又は損傷の原因及び事故発生の日時
- 三 損害見積額及び復旧可能なものについては、復旧費見込額
- 四 応急措置の概要
- 五 損害の保険を附してあるものについては、保険の金額
- 六 亡失又は損傷した部分を示す図面(略図)

(固定資産の用途の開始、変更、廃止)

第二百六条 固定資産の用途を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した伺書により、重要又は異例なものについては管理者、管理者が別に定めるものについては課長又は所長、その他のものについては局長の決裁を受けなければならない。ただし、取得後直ちに用途を開始する場合は、この限りでない。

- 一 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等
- 二 固定資産の用途を開始し、変更し、又は廃止する理由及びその年月日
- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事の起工に伴い固定資産の用途を廃止するときは、当該工事に係る第二百三条の規定による執行伺に、同項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、同条の規定による合議をし、及び決裁を受けることにより、同項の規定による決裁に代えることができる。

(固定資産の所属換え)

第二百七条 固定資産の所属換えをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した伺書により、局長の決裁を受け、これを引き継がなければならない。

- 一 所属換えを必要とする理由
- 二 所属換え課所
- 三 固定資産の所在、種類、数量、帳簿価額等
- 四 その他必要と認められる事項

(異動報告)

第二百二十八条 課長又は所長は、固定資産の用途開始、変更、廃止又は所属換えがなされたときは、固定資産異動報告書を作成し、局長に提出しなければならぬ。ただし、第四百四十四条の規定により、用途廃止後直ちに固定資産売却等報告書を送付する場合は、この限りでない。

2 課長又は所長は、所属の固定資産について、取得後直ちに用途の開始がなされたときは、その旨を第二百二十二条に規定する固定資産取得報告書に記載の上提出することにより前項の規定による固定資産異動報告書の提出に代えることができる。

(固定資産の無償貸付等)

第二百二十九条 自治法第二百三十八条の四第二項の規定に基づき固定資産を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合は、無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付け、又は地上権を設定することができる。

2 政令第二十六条の五の規定に基づき固定資産を貸し付ける場合に、貸付けの相手方が公共団体等で、貸付けの目的が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）の用に供するときは、これを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

3 行政財産以外の固定資産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

二 固定資産の貸付けを受けている者が、地震、火災、水害等の災害により当該固定資産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。

三 前二号のほか、公益上必要があると認められるとき。

(固定資産の使用許可等)

第三百十条 固定資産の使用許可（次項に規定するものを除く。）、貸付け又は私権の設定（以下「固定資産の使用許可等」という。）をしようとするときは、第一号から第七号までの事項を記載した伺書に第八号及び第九号の書類並びに当該固定資産の使用許可等に係る申請書を添えて、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては局長の決裁を受けなければならない。

一 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 固定資産の使用許可等の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

三 固定資産の使用許可等をする期間

四 固定資産の使用許可等をする理由

- 五 使用料、貸付料又は地代の額及び算定の根拠
- 六 使用料、貸付料又は地代の納付の方法及び時期
- 七 使用料、貸付料又は地代を減免する場合は、その理由及び額
- 八 許可書又は契約書の案

九 関係図面

2 次の各号に掲げるものに係る固定資産の使用許可及び使用料が有料の場合（当該使用料を減額する場合を除く。）の使用期間の更新若しくは国、他の地方公共団体又は公共団体が公用又は公共の用に供するために使用する土地（面積が三百三十平方メートル以上の場合を除く。）の使用期間の更新に係る固定資産の使用許可をしようとするときは、局長の決裁を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、この項の規定による事務の処理について準用する。

- 一 電柱敷、電話柱敷、支柱敷又は支線敷としての土地の使用
- 二 電気、ガス、水道又は下水道の管理設敷としての土地の使用
- 三 公衆電話（電気通信役務に関する料金の収納事務の委託契約に係るものを除く。）、自動販売機、郵便差出箱等を設置するための土地又は建物の使用
- 四 職員の福利厚生の利用のために設置する施設で軽易なものに係る土地又は建物の使用

五 前各号に掲げるもののほか、一月未満（使用の許可の日数が一年間を通算して三十日以内の場合を含む。）の行政財産の使用

3 地域機関に属する固定資産についての前項に規定する許可の権限は、所長に委任する。この場合において、第一項の規定は、この項の規定による委任事務の処理について準用する。

（使用又は貸付けの期間）

第三百三十一条 固定資産の使用の許可の期間は、一年以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、三年以内とする。

2 固定資産の貸付けの期間は、次の各号に掲げる期間をこえてはならない。

- 一 建物の所有を目的とする土地の貸付け 三十年
- 二 前号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 十年
- 三 建物その他の物件の貸付け 五年

3 前二項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間をこえてはならない。

（使用料）

第三十二条 固定資産の使用の許可に係る使用料の額は、別表第二に定めるところとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料を減額し、又は免除することができる。

- 一 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため固定資産を使用するとき。
- 二 前号のほか、特別の理由があると認められるとき。
- 2 前項の使用料は、これを前納させなければならない。ただし、前納させることが適当でない場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第三十三条 固定資産の使用の許可をする場合においては、当該許可書に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き既納の使用料は還付しない旨を定めておかなければならない。

- 一 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- 二 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により固定資産を使用することができないとき。

(貸付料)

第三十四条 固定資産の貸付料の額は、別表第三に定めるところとする。

2 固定資産の貸付料は、これを前納させなければならない。ただし、契約の内容により前納させることが適当でない場合は、この限りでない。

(担保の徴取)

第三十五条 固定資産の使用許可等をしようとする場合において、必要があるときは、確実な担保を徴し、又は適当な保証人を立てさせなければならない。

(使用目的変更の禁止等)

第三十六条 固定資産の使用許可等をした場合において、当該資産を目的外の用途に供させ、又は管理者の許可若しくは承認を得ないで当該資産の原形を変更させてはならない。

2 固定資産の使用許可等を受けた者が、前項の許可若しくは承認を得て当該固定資産の原形を変更した場合において、当該固定資産の使用許可等に係る期間が満了したとき、又は当該固定資産の使用許可等の取消し若しくは解除があったときは、当該固定資産を原状に回復させなければならない。ただし、必要がないと認められる場合においては、この限りでない。

(固定資産使用許可等報告書の提出)

第三十七条 課長又は所長は、所属の固定資産について固定資産の使用許可等がなされたときは、固定資産使用許可等報告書を作成し、局長に提出しなければならない。

ならない。当該固定資産の使用許可等の許可条件又は契約についての変更があったときも同様とする。

(固定資産の返還に伴う確認)

第三百三十八条 固定資産の使用許可等に係る期間が満了したとき、又は固定資産の使用許可等の取消し若しくは解除があったときは、当該固定資産の使用許可等を受けた者を立ち会わせ、当該固定資産に異常のないことを確認した後でなければ当該固定資産の明渡し又は引渡しを受けてはならない。

第四節 処分

(固定資産の譲与又は減額売払い)

第三百三十九条 固定資産(行政財産を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で売り払うことができる。

一 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため固定資産を当該公共団体等に譲渡するとき。

二 公共団体等において設置又は管理の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた固定資産をその負担した費用の範囲内において当該公共団体等に譲渡するとき。

三 公用又は公共用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた固定資産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

四 公用又は公共用に供する財産の用途に代るべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた固定資産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(固定資産の売払い又は譲与の手続)

第四百十条 固定資産を売り払い、又は譲与しようとするときは、第一号から第十号までに掲げる事項を記載した伺書に、第十一号から第十三号までの書類及び当該売払い又は譲与に係る申込書を添えて重要又は異例なものについては管理者、管理者が別に定めるものについては課長又は所長、その他のものについては局長の決裁を受けなければならない。

一 土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 売払い又は譲与の理由

三 売払い又は譲与の相手方の住所及び氏名(団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名)

- 四 売払いの予定価格及びその算定の根拠
- 五 価格を低減しようとするときは、その理由
- 六 代金の納付の方法及び時期
- 七 代金の納付について延納の特約をしようとするときは、その理由
- 八 一般競争入札に付するときは、その公告案
- 九 指名競争入札又は随意契約によるときは、その理由及び通知案
- 十 用途を指定して売り払い、又は譲与しようとするときは、その用途並びにその用途に供しななければならない期日及び期間
- 十一 評価調書（譲与の場合は、見積調書）
- 十二 契約書案
- 十三 関係図面

（資産の交換）

第四百十一条 固定資産（普通財産に限る。）のうち不動産及びその従物は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他人の所有する不動産及びその従物と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の六分の一を超えるときは、この限りでない。

- 一 県において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
- 二 公共団体等において、公用又は公益事業の用に供するため固定資産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくならないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、その差額を補足させることを要しない。

（固定資産の交換の手続）

第四百十二条 固定資産を交換しようとするときは、第一号から第八号までに掲げる事項を記載した伺書に、第九号から第十二号までの書類及び当該交換に係る申込書を添えて、重要又は異例なものについては管理者、その他のものについては局長の決裁を受けなければならない。

- 一 取得しようとする固定資産及び交換に供する固定資産のうち、土地については地番、地目及び地積、建物については所在地、構造及び床面積、その他の固定資産については種類、数量等

二 交換の理由

- 三 交換の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

四 取得しようとする固定資産及び交換に供する固定資産の価格及びその算定の根拠

五 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払いの方法及び時期

六 交換差金の納付又は支払いについて延期の特約をしようとするときは、その理由

七 用途を指定して交換しようとするときは、その用途並びに用途に供しなければならぬ期日及び期間

八 第一百六条第一項の規定による調査結果

九 評価調書

十 契約書案

十一 関係図面

十二 取得しようとする固定資産の登記事項証明書

(廃棄)

第四百十三條 用途を廃止した固定資産で売払うことが不利若しくは不適當であるもの又は売払うことができないものについては、重要又は異例なものについては管理者、管理者が別に定めるものについては課長又は所長、その他のものについては局長の決裁を受け、これを廃棄することができる。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の起工に伴い固定資産を廃棄するときは、当該工事に係る第二百三條の規定による執行時に、固定資産を廃棄する旨を記載した書類を添付し、同條の規定による合議をし、及び決裁を受けることにより、同項の規定による決裁に代えることができる。

(売却等の報告)

第四百四十四條 課長又は所長は、第四百十條、第四百二十二條又は第四百十三條の規定により所屬の固定資産について売払い、譲与し、交換し、又は廃棄した場合は、速やかに固定資産売却等報告書を作成し、局長に送付しなければならぬ。

第五節 減価償却

(償却資産等)

第四百四十五條 固定資産のうち、土地及び立木並びに建設仮勘定、除却仮勘定、除却未決算、電話加入権及び投資を除き、これを償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。

2 減価償却は、課長が固定資産減価償却一覽表を作成し、管理者の決裁を受けて、これを行なう。

3 課長は、前項の規定により減価償却を行ったときは、所長に通知するものとする。

る。

(償却方法)

第四十六条 減価償却は、定額法により行うものとし、その整理については、有形固定資産にあつては間接法、無形固定資産にあつては直接法による。

(償却開始年度)

第四十七条 減価償却は、当該資産が固定資産に編入された事業年度の翌年度から開始するものとする。ただし、必要があるときは、資産の使用を開始した月から行うことができる。

(特別償却率)

第四十八条 地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)第八条第二項(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管理規程で定める率は、百分の五十の範囲内において、毎事業年度管理者が定める。

第六節 雑則

(実地照合)

第四十九条 局長は、固定資産について課長又は所長をして、毎事業年度少なくとも一回以上固定資産台帳と当該固定資産を実地について照合し、確認させなければならぬ。

2 局長は、前項に規定する実地照合を行わせる場合には、所属職員のうちから当該固定資産の管理に直接関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(報告諸表)

第五十条 課長は、固定資産台帳その他の帳簿に基づき、毎事業年度末現在において次の各号に掲げる諸表を作成し、四月末日までに局長を経て管理者に提出しなければならない。

- 一 固定資産一覧表
- 二 固定資産取得一覧表
- 三 固定資産除却一覧表
- 四 固定資産減価償却一覧表

第七章 契約

第一節 通則

(契約書の作成)

第五十一条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- 一 契約当事者

- 二 契約目的
 - 三 契約金額
 - 四 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
 - 五 契約保証金
 - 六 契約金の支払方法
 - 七 前金払いをしようとするときは、その旨及び前金払いの率又は金額
 - 八 部分払いをしようとするときは、その旨並びに部分払いの方法及び条件
 - 九 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
 - 十 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容
 - 十一 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (契約書の省略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。この場合において、第一号に該当する場合であつて、契約金額が五十万円以上の契約をするときは、同条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならぬ。

一 契約金額が百万円未満の契約をするとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- イ 固定資産のうち不動産又は無形固定資産の売買、賃借等の契約
- ロ 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

八 業務の委託契約

二 自治法第二百三十四条の三に規定する長期継続契約であつて埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年埼玉県条例第十五号)で定める契約(以下「条例で定める長期継続契約」という。)

二 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

三 官公署と契約をするとき。

四 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品の購入をするとき。

五 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

六 電気又は都市ガスの供給を受けるとき。

七 電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。

八 郵便に関する料金の後納に係る契約をするとき。

(契約保証金)

第五百三十三条 政令第二十一条の十五に規定する管理規程で定める契約保証金の率は、次のとおりとする。

一 一般競争入札による契約については、契約金額の百分の十以上
二 指名競争入札による契約又は随意契約については、契約金額の百分の一以上
2 次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第六百六十七条の五第一項又は第六百六十七条の十一第二項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去二年の間に数回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 契約保証金を還付するときは、利子を付さない。

(契約保証金に代える担保)

第五百五十四条 自治令第六百六十七条の十六第二項において準用する自治令第六十七条の七第二項に規定する管理者が確実と認める担保は、次のとおりとする。

一 政府の保証のある債権

二 銀行等（銀行又は管理者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第三条に規定する金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）が振出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形

三 銀行等に対する定期預金債権

四 銀行等の保証

五 保証事業会社の保証

(担保の価値)

第百五十五条 契約保証金の納付に代えて提供させる担保の価値は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国債及び地方債 債権金額
- 二 政府の保証のある債権 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の八割に相当する金額
- 三 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- 四 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
- 五 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- 六 銀行等の保証 その保証する金額
- 七 保証事業会社の保証 その保証する金額

(権利義務の譲渡等の禁止)

第百五十六条 管理者又はその委任を受けた者(以下「契約締結権者」という。)は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その承認を得なければ当該契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせないように定めておかなければならない。

(履行の延長)

第百五十七条 契約締結権者は、天災その他やむを得ない理由により契約の履行が期限までに完了しないと認められる場合で、かつ、契約の相手方から履行の延長の申出があつたときは、これを認めることができる。

(協議による契約の解除等)

第百五十八条 契約締結権者は、必要があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の履行の届出)

第百五十九条 契約締結権者は、工事、製造、物件の納入その他の契約を締結した相手方が当該契約を履行したときは、その旨を速やかに書面で届出させなければならない。ただし、書面によることが適当でない場合は、口頭で届出させることができる。

(違約金)

第百六十条 契約締結権者は、契約の履行遅滞があつたときは、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百

五十六号) 第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する旨(違約金の総額が百円に満たないときは、その額を徴収しない旨)を定めておかなければならない。

(契約の解除)

第六十一条 契約締結権者は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができるように定めておかなければならない。

一 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。

二 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(解除の場合の既納部分の権利の所屬等)

第六十二条 契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で自治法第二百三十四条の二第一項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上、これを県の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

2 前項の場合において、前金払に係る契約については、同項の代価と前払金額との差額を支払い、又は返納させるものとする。

(代金の完納の時期)

第六十三条 物件を売払うときは、その引渡しるとき、又は移転の登記若しくは登録のときまでに、その代金を完納させなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 国又は公共団体に売り払うとき。

二 保管に費用を要し、又は保管が困難な物件であつて、その売払代金について、不納又は滞納のおそれがないとき。

三 代金完納の前に特に物件の引渡しをする必要があるとき。

四 前各号のほか、管理者において必要があると認めるとき。

(監督員等の指定)

第六十四条 自治法第二百三十四条の二第一項に規定する監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員は、管理者が別に定める場合を除き、当該監督又は検査に係る支出負担行為についての決裁権者が、所属の職員のうちから指定するものとする。ただし、必要があるときは、局長と協議の上、当該所属の職員以外の職員を監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員として、指定することができる。

2 前項の決裁権者は、必要があるときは、職員以外の者に同項の監督又は検査を委託することができる。

(検査の報告等)

第六百六十五条 前条第一項の規定により検査を行う職員として指定を受けた者(次項において「検査員」という。)は、検査を行うときは、必要に応じ、当該契約の相手方及び監督を行った者に対して立会いを求めるものとする。

2 検査員は、検査を行ったときは、速やかに、その結果を検査調書により、当該指定をした者に報告しなければならない。

3 前項の規定又は前条第二項の規定による委託に基づく報告により報告を受けた者は、契約の履行が適正でないと認めるときは、当該契約の相手方に対し、必要な措置をとるべきことを請求しなければならない。

(検査調書の省略)

第六百六十六条 第五十二条の規定により契約書の作成を省略した契約その他別に定める契約に係る検査については、前条の規定にかかわらず検査調書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により、検査調書の作成を省略した場合においては、当該契約に係る請求書等に「検査済」の表示をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約については、この限りでない。

一 電気、水又は都市ガスの供給契約(下水道使用料を含む。)

二 電気通信役務の提供契約

三 日本放送協会との放送の受信契約

(物品の購入等の見積りの依頼)

第六百六十七条 所長は、一件の執行予定金額が百万円以上の物品(固定資産のうち、自治法第二百三十九条第一項に規定する「物品」を含む。以下本条において同じ。)の購入及び印刷の請負契約又はこれらについて単価契約をしようとするときは、物品購入等見積(入札)依頼書により課長に物品の購入等見積り又は入札を依頼するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

一 図書、雑誌、官報、新聞その他定期刊行物及び法令集等の追録

二 記念品、ほう賞品及び贈答用物品

三 郵便切手及び収入印紙類

四 単価契約を締結したものに係る物品

五 政令第二十一条の第十四第一項第三号及び第四号に規定する物品

六 その他課長が見積り又は入札の依頼を要しないと認めたもの

2 課長は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに、予定価格を定め、かつ、見積り又は入札の手続きを行い、契約の相手方となるべき者を選定し、そ

の旨を所長に通知するものとする。この場合においては、当該手続に係る見積書又は入札書を送付するものとする。

第二節 一般競争入札

(入札の参加排除)

第六十八條 自治令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その者をその事実があつた後三月以上三年以内において管理者が定める期間、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(不正行為等の通知)

第六十九條 課長又は所長は、自治令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当する者又はその者を代理人、支配人若しくは入札代理人として使用する者があるときは、直ちに局長に通知しなければならない。

2 局長は、前項の通知を受けたときは、遅滞なくその旨を關係の課長又は所長に通知しなければならない。

(入札の公告等)

第七十條 一般競争入札の公告は、入札期日の十日前までに、埼玉県報又は新聞への掲載その他の方法で行なうものとする。ただし、急を要する場合においては、入札期日の五日前までとする。

2 契約締結権者は、次の各号に掲げる事項について、前項に規定する公告をしなければならない。

- 一 入札に参加する者に必要な資格
- 二 入札に付する事項
- 三 設計書、仕様書、図面及び標本等を示す場所
- 四 入札及び開札の場所並びにその日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 契約保証金に関する事項
- 七 その他必要な事項

(一般競争入札の入札保証金)

第七十一條 政令第二十一條の十五に規定する管理規程で定める一般競争入札に係る入札保証金の率は、見積金額の百分の五以上とする。

2 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

三 入札に付する場合において、自治令第六十七條の五第一項に規定する資格を有する者で国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去二年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 その他前号に準ずる場合であると、管理者が認めるとき。

3 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

4 入札保証金を還付するときは、利子を付さない。
(契約保証金に関する規定の準用)

第七十二條 第五十四條(第五号に掲げるものを除く。)の規定は一般競争入札の入札保証金に代える担保について、第五十五條(第七号に掲げるものを除く。)の規定は一般競争入札の入札保証金の納付に代えて提供させる担保の価値について準用する。この場合において、第五十四條中「自治令第六十七條の十六第二項において準用する自治令第六十七條の七第二項」とあるのは「自治令第六十七條の七第二項」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第七十三條 一般競争入札に付する場合には、予定価格調書により予定価格を定め、これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行なう製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。

(最低制限価格)

第七十四條 一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設けるときは、前条第二項及び第三項の例によりその価格を定め、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札書等の提出)

第七十五條 契約締結権者は、一般競争入札に付する場合には、入札者から入札書及び入札保証金の領収書を指定の日時まで指定の場所に提出させな

ければならない。ただし、管理者又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により入札をする場合は、指定の場所に提出させることに代えて、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を管理者又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

(入札の無効)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者の押印のない入札書によるもの
- 二 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- 三 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- 四 入札に参加する資格のない者がしたもの
- 五 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- 六 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- 七 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- 八 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- 九 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

(落札者の決定の失効)

第七十七条 落札者を決定した場合において、当該決定の通知が落札者に到達した日から五日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失なう。

(再入札の公告)

第七十八条 入札者又は落札者がいない場合(前条の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。)において、更に公告して一般競争入札をするときは、第七十条第一項の規定にかかわらず、同条の入札の公告は、入札期日の三日前までとする。

第三節 指名競争入札

(入札者の指名)

第七十九条 契約締結権者は、指名競争入札に付する場合には、なるべく五人以上の入札者を指名しなければならない。

(入札事項の通知)

第八十条 前条の場合においては、自治令第六十七条の十二第二項の通知は、入札期日の三日前までに行うものとする。

(指名競争入札の入札保証金)

第八十一条 政令第二十一条の十五に規定する管理規程で定める指名競争入札に係る入札保証金の率は、見積金額の百分の一以上とする。

2 第七十一条第二項から第四項までの規定は、指名競争入札の入札保証金について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「自治令第六十七条の五第一項」とあるのは、「自治令第六十七条の十一第二項」と読み替えるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第八十二条 第六十八条、第六十九条、第七十二条から第七十七条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第七十二条中「自治令第六十七条の七第二項」とあるのは、「自治令第六十七条の十三において準用する自治令第六十七条の七第二項」と読み替えるものとする。

第四節 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第八十三条 政令第二十一条の十四第一項第一号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に依じ、当該各号に定める額とする。

- 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
- 二 財産の買入れ 百六十万円
- 三 物件の借入れ 八十万円
- 四 財産の売払い 五十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの 百万円

(随意契約の手続)

第八十四条 管理者及びその委任を受けた者は、物品又は役務(政令第二十一条の十四第一項第一号、第二号及び第五号から第九号までの各号に該当するものを除く。)の調達に係る契約を政令第二十一条の十四第一項第三号又は第四号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、当該契約に係る予算の成立の日以後速やかに、当該契約に係る次に係るものの見通しに関する事項を公表するものとする。

一 契約の目的

- 二 契約の履行方法、期限又は期間及び場所
- 三 契約を締結する時期
- 四 その他必要な事項

2 管理者又はその委任を受けた者は、前項に規定する場合は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書の提出期限の十日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合においては、提出期限の三日前までに公表するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約の履行方法、期限又は期間及び場所
- 三 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- 四 見積書の提出期限及び提出方法
- 五 その他必要な事項

3 管理者又はその委任を受けた者は、政令第二十一条の十四第一項第三号又は第四号の規定により随意契約の方法による契約を締結したときは、速やかに、当該契約に係る次に係る事項を公表するものとする。

- 一 契約の相手方の名称及び住所
- 二 契約の目的
- 三 契約の履行方法、期限又は期間及び場所
- 四 契約を締結した年月日
- 五 契約金額
- 六 契約の相手方を選定した理由
- 七 その他必要な事項

4 前三項の規定による公表は、発注を行う本庁若しくは地域機関において、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(見積書の徴取)

第八十五条 随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、見積書の徴取を要しない。

- 一 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- 二 三万円未満の契約をするとき。
- 三 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- 四 非常災害時において緊急を要する物品の購入等をするとき。
- 五 その他管理者が見積書を徴することが適当でないと認めた契約をするとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として二人以上の相手方から徴さなければならぬ。

一 十万円（修繕又は工事のうち管理者が別に定めるものにあつては、五十万円）未満の契約を締結するとき。

二 他に求め難い特殊な物件を購入するとき。

三 特殊な修繕をするとき。

四 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

五 再度の入札に付し落札者がないとき。

3 第一項の規定により予定価格を定める場合においては、次に掲げる場合を除き、予定価格調書を作成しなければならない。

一 第一項各号のいずれかに該当する契約をするとき。

二 前項第三号に該当する契約をするとき。

三 官公署と契約をするとき。

四 図書の購入をするとき。

五 一件の予定価格が五十万円未満の契約をするとき。

六 その他別に定める契約をするとき。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により予定価格を定める場合に準用する。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第八十六条 第六十八条の規定は、随意契約について準用する。

第五節 単価契約

（単価契約の伺い）

第八十七条 単価契約を締結しようとするときは、伺書を作成し、当該執行予定額により、別表第五に定める区分に従い、合議をし、及び決裁を受けなければならない。ただし、電気、都市ガス及び水の供給並びに電気通信役務の提供を受ける契約については、この限りでない。

2 前項の伺書には、次に掲げる事項を記載し、契約書案その他必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

一 所属年度

二 予算科目

三 執行予定額

四 契約目的

五 契約の締結の方法及びその方法による理由

六 給付の内容及び期間並びに予定単価

七 その他必要な事項

(契約書の作成)

第百八十八条 単価契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、電気、都市ガス及び水の供給並びに電気通信役務の提供を受ける契約については、この限りでない。

一 契約当事者

二 契約目的

三 給付の内容及び単価

四 契約の履行の方法、期間及び場所

五 契約金額の請求及び支払の方法

六 権利義務の譲渡等の禁止

七 契約違反の場合の損害の賠償その他の措置

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(電子複写機等に係る単価契約)

第百八十九条 電子複写機の使用その他管理者が別に定めるものに係る単価契約の締結の手続は、課長が行うものとする。

2 課長は、前項に規定する単価契約が締結されたときは、速やかに、所長にその旨を通知しなければならない。

第六節 長期継続契約

(長期継続契約の伺い)

第百九十条 条例で定める長期継続契約(単価契約に該当するものを除く。)及び不動産の借入れに係る長期継続契約を締結しようとするときは、伺書を作成し、別表第五に定める区分に従い、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

2 前項の伺書には、次に掲げる事項を記載し、契約書案その他必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

一 所属年度

二 予算科目

三 契約金額

四 契約目的

五 契約の締結の方法及びその方法による理由

六 給付の内容及び期間

七 その他必要な事項

第七節 せり売り

(一般競争入札及び指名競争入札に関する規定の準用)

第九十一条 第六十八條から第七十條まで、第七十一条第二項、第七十三條、第七十七條及び第七十八條並びに第八十一条第一項の規定は、せり売りによる契約について準用する。

第八章 職員の賠償責任

(補助職員の指定)

第九十二条 法第三十四条の規定において準用する自治法第二百四十三条の第二項に規定する管理規程で指定する者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる行為に関して同表の中欄に掲げる職にある者が決裁する場合 それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者
- 二 次の表の上欄に掲げる行為に関して同表の中欄に掲げる職にある者が専決し、又は代決する場合 その者及びそれぞれ同表の下欄に掲げる職にある者
- 三 自治法第二百三十四条の第二項の監督又は検査を行う場合 第六十四条の規定により当該監督又は検査を行う職員を補助する職員として指定された者

行為の種類	行為を行う者		補助する者
	支出命令	支出負担行為	
支出負担行為	管理者	局長	局長
	局長	局長	課長
	課長	課長	所管の副課長・主幹及び主査
	副課長	副課長	所管の主幹及び主査
	所長	所長	所管の副所長・担当部長及び担当課長
	副所長	副所長	所管の担当部長及び担当課長
	課長	課長	所管の副課長・主幹及び主査
	副課長	副課長	所管の主幹及び主査
	所長	所長	所管の副所長・担当部長及び担当課長
	副所長	副所長	所管の担当部長及び担当課長
支出負担行為に関する確認	本庁の企業出納員	本庁の企業出納員	経理を担当する副課長・主幹及び主査
	本庁の企業出納員	本庁の企業出納員	出納を担当する副課長・主幹及び主査

(事故の報告)

第九十三条 企業出納員、資金前渡担当者、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これらの者の属する機関の長は、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、課長を経て局長に報告しなければならない。法第三十四条の規定において準用する自治法

第二百四十三条の二第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員又は前条の規定により指定された補助職員が法令の規定に違反して当該行為をしたとき、又は怠ったときも同様とする。

2 局長は、前項の規定により報告を受けたときは、その事実を調査し、県に損害を与えたと認めるときは、管理者の決裁を得た後、その旨を知事に報告しなければならぬ。

第九章 予算

第一節 予算の編成

(予算編成の方針)

第九十四条 局長は、管理者の命を受けて、翌年度の予算編成方針を定め、課長及び所長に通知するものとする。

(予算の編成)

第九十五条 課長及び所長は、前条の予算編成方針に基づき、その所管に係る予算の要求書及び予算に関する説明書その他局長が指示する予算の編成に際し必要な書類（以下「予算の要求書等」という。）を作成し、局長に送付しなければならない。

2 前項の規定は、補正予算の要求について準用する。

(予算科目)

第九十六条 収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の款、項、目及び節の区分は、管理者が別に定める。

(予算の原案の作成)

第九十七条 局長は、第九十五条の規定による予算の要求書等の送付を受けたときは、これを調査し、かつ、必要な調整を行い、管理者の決定を受けなければならない。

2 局長は、前項の規定による管理者の決定を受けたときは、これを整理して予算原案及び予算に関する説明書を作成し、管理者の決裁を受け、指定された期日までに知事に送付しなければならない。

第二節 予算の執行

(成立した予算等の通知)

第九十八条 局長は、課長及び所長に対し、成立した予算の内容を速やかに通知しなければならない。

(予算の執行見積り及び配当要求)

第九十九条 課長及び所長は、前条の規定による通知を受けたときは、局長の指
定する日までに年度間の予算執行見積調書を作成し、局長に送付しなければならない。

らない。

(支出予算の配当)

第二百条 局長は、前条の規定による書類の送付を受けたときは、その適否を審査して必要な調整を行い、支出予算執行計画書を作成し、これに基づき、課長及び所長に対して配当の手續をとらなければならない。

(支出予算の臨時配当)

第二百一条 課長及び所長は、事業の執行上必要と認めるときは、臨時に支出予算の配当を要求することができる。この場合において、課長及び所長は、予算執行変更見積調書を作成し、局長に送付しなければならない。

2 局長は、前項に規定する書類の送付を受けたときは、これを審査し、当該課長及び所長に配当の手續をとらなければならない。

(引当金取崩し限度額の設定)

第二百二条 課長及び所長は、支出負担行為を伴う引当金の取崩しをしようとするときは、取崩し理由及び取崩し所要額を記載した書面を局長に送付しなければならない。

2 局長は、前項の規定による送付を受けたときは、この適否を審査して必要な調整を行い、課長及び所長に対して取崩し限度額を通知しなければならない。

(執行伺)

第二百三条 次の各号に掲げる行為をしようとするときは、別表第四に定める区分に従い、執行伺により、合議をし、及び決裁を受けなければならない。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条に規定する建設工事の起工(非常災害時に行う応急の工事を除く。)

二 建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託

三 土地の買入れ又は地上権の設定

四 第二百条の規定による支出予算の配当と異なる予算執行

五 重要、異例その他特殊な予算の執行

2 前項の執行伺には、所属年度、金額、予算科目及び予算差引その他必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

3 第一項第一号の建設工事の起工に係る執行伺には、前項に規定するもののほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類(イ及びロに掲げる書類は、請負工事の場合に限る。)を添付しなければならない。

一

イ 工事名

- 工事個所
 - 八 執行方法
 - 二 根拠法令
 - ホ 工事の予算額及び実施設計額
 - ヘ 支払予定時期
 - ト 前金払をしようとするときは、その理由及び前金払の率
 - チ 入札保証金を徴する場合は、その率
- 二
- イ 一般競争入札執行公告案（指定競争入札の場合は、請負人選定案及び入札通知案）
 - 契約書案（契約を変更する場合は、変更契約書案）
 - 八 設計書
- 4 第一項第三号の土地の買入れに係る執行伺には、第二項に規定するもののほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならぬ。
- 一
- イ 目的
 - 地番、地目及び地積
 - 八 予定価格及び単価
 - 二 価格算定の根拠（評価調書）
 - ホ 契約の相手方の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）
 - ヘ 代金支払の方法及び時期
 - ト 代金の支払について第二百二十条ただし書の規定を適用するときは、その理由
- チ 第一百六条の規定に係る調査及び措置事項並びにこれらに要する経費
- 二
- イ 契約書案
 - 関係図面
 - 八 登記事項証明書
- （支出負担行為）
- 第二百四条 支出負担行為をしようとするときは、別表第五に定める区分に従い、支出負担行為決議書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない。
- 2 前項の支出負担行為決議書には、所属年度、金額、予算科目、予算差引その他

必要と認められる事項を記載し、かつ、必要と認められる参考資料を添付しなければならない。

(支出負担行為の権限の委任)

第二百五五条 別表第五課長及び所長の項に掲げるものに係る支出負担行為を行う権限は、所長に委任する。

2 前条の規定は、前項の規定による委任事務の処理について準用する。

(支出負担行為として整理する時期)

第二百六条 支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲は、別表第六に定める区分による。

2 前項の別表第六に定める経費に係る支出負担行為であっても別表第七に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、別表第七に定める区分による。

(予算の流用等)

第二百七条 課長は、予算の執行上支出予算の経費の金額について流用を必要とするときは、予算流用回議書に、流用理由を記載した説明書を添えて、局長の決裁を受けなければならない。

(予備費)

第二百八条 課長は、予算外の支出又は予算超過の支出を必要とするときは、予備費充当回議書により局長の決裁を受けなければならない。

(弾力条項の適用)

第二百九条 課長は、法第二十四条第三項の規定に基づいて弾力条項を適用する必要があるときは、その理由並びに業務量の増加により増加する収入の見込額及びこれに相当する金額を充てる経費を示した弾力条項適用伺を作成し、局長の審査を経て管理者の決定を受けなければならない。

2 課長は、前項の管理者の決定を受けたときは、その旨を直ちに所管の所長に通知し、かつ、知事に報告しなければならない。

(予算の繰越し)

第二百十條 課長及び所長は、予算に定められた継続費又は法第二十六条第一項若しくは同条第二項ただし書の規定により支出予算について翌年度に繰り越し、又は事故のため翌事業年度に繰り越して使用する必要があるときは、二月末日までに繰越見込調査を作成して、局長に送付しなければならない。

2 局長は、前項の繰越見込調査の送付を受けたときは、継続費にあつては継続費繰越計算調書を、その他の支出予算の繰越しについては、繰越計算調書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

(継続費の精算)

第二百十一条 課長及び所長は、継続費に係る継続事業年度が終了したときは、継続費精算調書を作成し、翌年度の五月二十日までに局長に送付しなければならない。

2 局長は、前項の継続費精算調書の送付を受けたときは、これを調査して継続費精算報告書を作成し、管理者の決裁を受け、知事に提出しなければならない。

第三節 一時借入金

(一時借入れの手続)

第二百十二条 本庁の企業出納員は、支払資金に不足が生ずると認められるときは、その旨を局長に通知しなければならない。

2 局長は、前項の規定による通知を受けたときは、管理者の決裁を経た後第三章第二節の例により一時借入れの手続をとらなければならない。

(一時借入金の返済)

第二百十三条 本庁の企業出納員は、前条の規定による一時借入金について返済ができると認められるときは、その旨を局長に通知しなければならない。

2 局長は、前項の規定による通知を受けたときは、管理者の決裁を受けた後第三章第三節の例により債権者に返済の手続をとらなければならない。

第十章 決算

(決算資料の提出)

第二百十四条 所長は、毎事業年度終了後速やかにその所管に属する事項について、決算の作成に必要な資料を課長に送付しなければならない。

(決算整理)

第二百十五条 決算整理については、課長が次の各号に掲げる事項について、毎事業年度末において振替伝票を発行することにより行うものとする。

- 一 引当金の計上
- 二 固定資産の減価償却費の計上
- 三 繰延勘定償却費の計上
- 四 消費税及び地方消費税納税計算に伴う整理
(帳簿の締切り)

第二百十六条 課長は、前条の規定による手続が終わったときは、各勘定の締切りを行わなければならない。

(決算報告書等の提出)

第二百十七条 課長は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる書類を作成し、局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

- 一 決算報告書
- 二 損益計算書
- 三 貸借対照表
- 四 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 五 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 六 事業報告書
- 七 収益費用明細書
- 八 固定資産明細書
- 九 企業債明細書
- 十 基金運用状況調書
- 2 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に、前項各号に掲げる書類及び証書類を知事に提出するものとする。

第十一章 補則

(首標金額の表示)

第二百十八条 会計伝票等の首標金額は、アラビア数字によって表示し、その金額の前に「¥」の符合を併記しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 首標金額は、訂正してはならない。

3 帳簿の記載要領は、次に掲げるところによる。

- 一 記帳は、字体をかい書にし、取引内容を簡略に記載すること。
- 二 帳簿は、口座別に索引を付けること。
- 三 誤記の訂正は、その部分に朱線を二線引き、記帳担当者の訂正印を押し、訂正の記録をするときは、その上に正当な記載をすること。
- 四 残高欄に記入すべき金額がないときは、零とすること。
- 五 毎月末日に月計及び累計を付けること。ただし、その必要のないものについては、この限りでない。

(公印等の届出)

第二百十九条 本庁の企業出納員は、職及び氏名並びに出納事務に使用する公印の印影を統轄店に届け出なければならない。公印を変更したときも、同様とする。

(現金出納検査)

第二百二十条 課長は、毎月末現在の試算表及び資金予算表を、局長の決裁を受けて翌月二十日までに知事に提出しなければならない。

(自己検査)

第二百一十一条 課長又は所長は、その所掌に係る財務事務並びに所属の企業出納員及び資金前渡担当者の処理した事務について、毎月一回以上検査をしなければならぬ。

2 局長は、必要があるときは、職員のうちから検査員を命じ、本庁又は地域機関における予算の執行及び出納の状況について調査させることができる。

(証拠書類の保存期間)

第二百二十二条 この規程に定める会計伝票、帳簿その他の証拠書類の保存期間は、管理者が別に定めるところによる。

(様式)

第二百二十三条 この規程に定める帳簿その他の書類の様式は、別記のとおりとする。

(補助簿の備付け)

第二百二十四条 この規程に定める帳簿のほか、必要があるときは、局長の承認を得て、補助簿を備えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第六十条に規定する「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率」については平成二十二年七月一日までの間は「年五パーセントの割合」とする。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十四号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「児童手当」の下に「子ども手当」を加える。

第三十八条第二項第四号中「（前項に掲げるものを除く。）」を「（政令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号に掲げるものを除く。）」に改め、同項第十一号を削り、同項第十号の次に次の二号を加える。

十の二 子ども手当

十一 下水道使用料、日本放送協会に対し支払う受信料及び後納する郵便に関する料金（第四十二条において「下水道使用料等」という。）

第三十八条第一項を削り、同条第二項を第一項とする。

第四十二条第一項ただし書中「児童手当」の下に「子ども手当」を加え、同項第四号中「並びに電気、水道及びガスの料金、電気通信役員に関する料金、下水道使用料、後納する郵便に関する料金並びに日本放送協会に対して支払う受信料」を「、下水道使用料等並びに政令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号に規定する経費」に改め、同条第二項中「給料、児童手当」の下に「子ども手当」を加え、「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。

第五十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が定める収入を口座振替の方法により収納した場合の手續については、管理者が別に定める。

第五十七条第三項中「（納入通知書において、収納した場合を除く。）」及び「納入者から申出があつた場合に限り」を削る。

第八十三条の四中「備品受払簿」を「備品にあつては備品受払簿に、管理者の指定した消耗品にあつては消耗品出納簿」に改める。

第八十五条の二第二号中「貸付け」の下に「（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十一条の二第六項から第十項まで又は第十一条の三第五項から第八項までの規定により行政財産を貸し付けることを含む。）（第九十六条の三第一項及び第九十六条の四第二項において

同じ。）」を加える。

第九条に次の一号を加える。

九 日本放送協会と放送の受信契約をするとき。

第一百十条第二項第三号中「第六百六十七条の五」を「第六百六十七条の五第一項」に、「第六百六十七条の十一」を「第六百六十七条の十一第二項」に改め、「(日本郵政公社を含む。）」を削る。

第一百一十一条中「(以下「契約締結権者」という。）」を削る。

第一百十二条から第一百四十四条までの規定中「契約締結権者」を「管理者又はその委任を受けた者」に改める。

第一百五十五条中「契約締結権者」を「管理者又はその委任を受けた者」に、「年五パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率」に改める。

第一百六条及び第二百二十二条第二項中「契約締結権者」を「管理者又はその委任を受けた者」に改める。

第二百二十三条第二項第三号中「第六百六十七条の五」を「第六百六十七条の五第一項」に改め、「(日本郵政公社を含む。）」を削る。

第二百二十六条及び第三百三十二条中「契約締結権者」を「管理者又はその委任を受けた者」に改める。

第三百三十四条第二項中「第六百六十七条の五」を「第六百六十七条の五第一項」に、「第六百六十七条の十一」を「第六百六十七条の十一第二項」に改める。

第三百三十八条第二項中「一」を「いずれか」に改め、同条第三項第一号中「各号」の下に「のいずれか」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 この規程の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間は、本則中「主席工事検査員」とあるのは「副主席工事検査員」と読み替えるものとする。

様式第十五号を様式第十五号(一)に改め、同様式の次に次の様式を加える。

消 耗 品 出 納 簿

品目

単位

課(所)長	年月日	摘要	受	払	受領者印	現 在	備 考

- 備考 1 品目ごとに別葉とすること。
2 別に受領書を徴する場合にあつては、受領者印欄を省略することができる。

様式第三十三号を次のように改める。

口座振替納付届

年 月 日

(あて先)

(収入徴収権者)

納入者 住所・所在地
 (契約者) (フリガナ)
 氏名・名称
 (フリガナ)
 (代表者氏名)

印

私は、埼玉県に納入する を下記のとおり口座振替の方法により納入したいので、届出します。

記

納入金の内容									
金融機関名		銀行 信用金庫						本(支)店	
預金種別		普通・当座		口座 番号					
預 金 者 名	(フリガナ)						銀行 届出印		

上記の口座振替の方法による納入について承諾します。

年 月 日

銀行
信用金庫

本(支)店の長

印

様式第八十六号(三)及び様式第八十八号(三)中

	号
	平
	年
	月
	日
	冊
	第
	冊

を

	号
	平
	年
	月
	日

に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、**第一百五條の改正規定中**「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）**第八條第一項の規定により財務大臣が決定する率**」は、平成二十二年七月一日から施行する。

2 **改正前の埼玉県公営企業財務規程に定める様式による用紙は、**当分の間、**所要の調整をして使用することができる。**

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第百十三条」を「第百十三条の二」に改める。

第三十八条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 子ども手当

第四十二条中「児童手当」の下に「子ども手当」を加える。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（固定資産の取得前の措置）

第九十二条の二 課長、建設課長及び病院の長は、固定資産を取得しようとするときは、当該固定資産について、他の権利による制限又は特殊の義務の有無その他の事項を調査しなければならない。

2 課長、建設課長及び病院の長は、前項の調査の結果、他の権利による制限又は特殊の義務があることが判明した場合において、これらを排除する必要があるときは、当該資産の権利者をして、これらを消滅させる等必要な措置を講じなければならぬ。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（固定資産の買入代金等の支払時期）

第九十五条の二 固定資産の買入代金又は交換差金は、当該資産の登記、引渡し等による対抗要件を備えた後でなければ支払ってはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第一百一条中「第二百三十八条の四第二項又は第二百三十八条の五第一項」を「第二百三十八条の四第二項、第二百三十八条の五第一項又は令第二十六条の五」に改め、「局長の決裁を、土地、建物及び構築物以外の固定資産については」を削る。

第一百二条を次のように改める。

（固定資産の無償貸付等）

第一百二条 自治法第二百三十八条の四第二項の規定に基づき固定資産を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合は、無償若しくは時価よりも低い価額で貸し付

け、又は地上権を設定することができる。

2 令第二十六条の五の規定に基づき固定資産を貸し付ける場合に、貸付けの相手方が公共団体等で、貸付けの目的が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）の用に供するときは、これを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

3 行政財産以外の固定資産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

二 固定資産の貸付けを受けている者が、地震、火災、水害等の災害により当該固定資産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。

三 前二号のほか、公益上必要があると認められるとき。

第四百四条第一項、第四百五条、第二百二十六条、第三百三十一条第一項、第三百三十二条、第三百三十九条及び第四百四十六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四百四条に次の一項を加える。

3 第一項のただし書により、使用料を減額し、又は免除する場合には、課長に合議しなければならない。

第四百六条に次の一項を加える。

3 貸付料を減額し、又は免除する場合には、課長に合議しなければならない。

第四百八条第一項中「若しくはその委任を受けた者の許可又は」を「の許可若しくは」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（固定資産使用許可等報告書の提出）

第四百八条の二 課長、建設課長及び病院の長は、所属の固定資産について固定資産の使用の許可等がなされたときは、固定資産使用許可等報告書を作成し、局長に提出しなければならない。当該固定資産の使用許可等の許可条件又は契約についての変更があつたときも同様とする。

第六章第三節中第四百十三条の次に次の一条を加える。

（実地照合）

第四百十三条の二 課長、建設課長及び病院の長は、所管する固定資産について、毎事業年度少なくとも一回以上固定資産台帳と当該固定資産を実地について照合し、確認させなければならない。

2 課長、建設課長及び病院の長は、前項に規定する実地照合を行わせる場合には、所属職員のうちから当該固定資産の管理に直接関係のない職員を立ち会わせなければならない。

第四百七条に次の一号を加える。

九 日本放送協会と放送の受信契約をするとき。

第一百八条第二項第三号中「第六百六十七条の五」を「第六百六十七条の五第一項」に、「第六百六十七条の十一」を「第六百六十七条の十一第二項」に改め、「（日本郵政公社を含む。）」を削る。

第一百九条第一号中「鉄道債券その他の」を削り、「証券」を「債券」に改め、同条第四号中「又は保証事業会社」を削り、同条に次の一号を加える。

五 保証事業会社の保証

第二百二十条第二号中「鉄道債その他の」を削り、「証券」を「債券」に改め、同条第六号中「又は保証事業会社」を削り、同条に次の一号を加える。

七 保証事業会社の保証 その保証する金額

第二百二十五条中「年五パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率」に改める。

第三百三十四条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同項第二号中「第六百六十七条の五」を「第六百六十七条の五第一項」に改め、「（日本郵政公社を含む。）」を削り、同号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

第三百三十五条中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第四百三十三条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改め、「第六百六十七条の五」を「第六百六十七条の五第一項」に、「第六百六十七条の十一」を「第六百六十七条の十一第二項」に改める。

第四百四十六条第二項第一号中「十万円」の下に「（修繕又は工事のうち管理者が別に定めるものにあつては、五十万円）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 再度の入札に付し落札者がいないとき。

第七百七十二条第一項中「毎事業年度終了後」の下に「二月以内に」を加え、同条第二項中「五月末日まで」を「毎事業年度終了後二月以内」に改める。

別表第四の表中

局長及び建設部長

を

局長	建設部長
----	------

に、同表1 建設工

2 億円未満
1 億円未満

5 億円未満
1 億円未満

事の起工（契約変更を含む。）の項中

2億円未満	2億円以上
-------	-------

を

1億円以上3億円未	3億円以上5億円未	5億円以上
-----------	-----------	-------

に、同表2 建設工事の設計、調査、測量又は監理の委託の項中

	満	満		
--	---	---	--	--

4,0	4,0	1,0	4,0
-----	-----	-----	-----

を

00万円未満	00万円未満	00万円未満	00万円以上
--------	--------	--------	--------

1億円未満	1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上
-------	-----------	--------------------	----------------	-------

に、同表3 土

地の買入れの項中

7,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	7,000万円以上
-----------	-----------	-----------	-----------

を

7,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円以上6,000万円以上	6,000万円以上7,000万円以上	7,000万円以上
-----------	-----------	--------------------	--------------------	-----------

に改め、同表4の次に次のように加える。

	0万円未満	0万円未満		
--	-------	-------	--	--

5 建設部長が置かれていない経営管理課については、「建設部長」とあるのは「局長」と読み替えてこの表を適用するものとする。

別表第四の備考を削る。

別表第五の表中

局長及び建設部長

を

局長	建設部長
----	------

に、同表賃借料の項

中「100万円以上」を「100万円以上」に、同表委託料（施設の維持に係る

もの）の項中「1,000万円以上」を「1,000円万以上」に、同表（

その他）の項中「200万円以上」を「200万円以上」に、同表（5）

建設改良費施設増改築工事費の項中

2億円未満	1億円未満	1億円以上2億円未満	2億円以上
5億円未	1億円未	1億円以	3億円以
			5億円以

に、同表うち委託に係るものの項中

満	満	上3億円未満	上5億円未満	上
4,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	4,000万円以上	

を

1億円未満	1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上

に、同表（

6）固定資産購入費の項中

7,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円以上7,000万円未満	7,000万円以上
-----------	-----------	--------------------	-----------

を

7, 000万円未満
5, 000万円未満
5, 000万円以上6, 000万円未満
6, 000万円以上7, 000万円未満
7, 000万円以上

に改め、同表の備考7を次のように

改める。

7 建設部長が置かれていない経営管理課については、「建設部長」とあるのは「局長」と読み替えてこの表を適用するものとする。

別記の表六十の項中「101」のトビ「、108の2」を加える。

「

様式第三十五号 (一) (表画) 中

この通知書と引換えに下記の場所に

おいてお受け取りください。

」

「

この通知書と引換えに下記の場所に

をおいてお受け取りください。(運転免許 2枚)

証等の提示を求められることがあります。)

」

様式第六十号の次に次の一様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二百二十五条の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式に係る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県告示第五百二十四号

告 示

埼玉県立嵐山郷条例（昭和五十年埼玉県条例第七十四号）別表第二の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

区分		診療及び検査	利用料金の上限度
検査及び予防接種	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与	薬価基準に定める薬価の額
	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する回数を超えて受けた診療	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する回数を超えて受けた診療	医科診療報酬点数表に準じて得た額
	自費診療（歯科に係るものに限る。）	自費診療（歯科に係るものに限る。）	歯科診療報酬点数表に準じて得た額
	材料費（歯科診療に係るものに限る。）	材料費（歯科診療に係るものに限る。）	実費相当額
	身体検査（試験検査を除く。）	身体検査（試験検査を除く。）	一件につき 二、八三〇円
	ツベルクリン反応検査	ツベルクリン反応検査	一件につき 四、〇六〇円
	ジフテリア・百日せき・破傷風混合	ジフテリア・百日せき・破傷風混合	一件につき 四、四一〇円
	ジフテリア・破傷風混合	ジフテリア・破傷風混合	一件につき 四、七二〇円
	ポリオ	ポリオ	一件につき 三、一八〇円
	麻しん風しん混合	麻しん風しん混合	一件につき 八、一九〇円
	麻しん	麻しん	一件につき 五、四三〇円
風しん	風しん	一件につき 五、五四〇円	
日本脳炎	日本脳炎	一件につき 六、六〇〇円	
破傷風	破傷風	一件につき 三、八一〇円	

知的障害児者短期入所事業支援に係るもの	障害者自立支援法第二十九条第一項の特定費用のうち重症心身障害児者短期入所事業支援に係るもの	利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額		
食事の提供に要する費用（特殊な食事の提供を除く。）	一食につき				
朝食	三九〇円				
昼食	五三〇円				
夕食	五三〇円				
特殊な食事の提供に要する費用	実費相当額				
光熱水費				四五〇円	
日用品費	実費相当額				
利用者の便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額				

備考 次の各号に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の利用料金の上限額は、所定の金額にそれぞれ当該各号に定める金額を加えたものとする。

- 一 三歳未満の者 二、一五〇円
- 二 三歳以上六歳未満の者 七八〇円

埼玉県告示第五百二十五号

告 示

埼玉県立障害者歯科診療所条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十七号）別表第二の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

区分		利用料金の上限額
歯科に係る診療 及び検査	自費診療 材料費	歯科診療報酬点数表に準じて得た額 実費相当額
歯科に係る身体検査（試験検査を除く。）		一件につき 二、八三〇円

告示

埼玉県告示第五百二十六号
埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）別表第一の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成十五年埼玉県告示第七百八十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の診療及び検査の項及び体力測定その他の体力測定の項に規定する知事が別に定める額について）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

診療及び検査	区分	金額	
		区	分
特別病室A		一日につき	一、二、〇〇〇円
特別病室B		一日につき	一〇、〇〇〇円
特別病室C		一日につき	五、五二〇円
特別病室D		一日につき	四、二五〇円
入院期間が百八十日を超え	一般病棟七対一入院基本料を算定する場合	一日につき	二、四四〇円 （消費税等が課されないものにあつては、二、三三〇円）
た日以後の入院	一般病棟特別入院基本料を算定する場合	一日につき	九〇〇円 （消費税等が課されないものにあつては、八六〇円）
	特定患者について一般病棟特定入院基本料を算定する場合	一日につき	一、四五〇円 （消費税等が課されないものにあつては、一、三九〇円）
	特定患者について一般病棟特別入院基本料を算定する場合	一日につき	一、二三〇円 （消費税等が課されないものにあつては、一、一八〇円）
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与	薬価基準に定める薬価の額	

														厚生労働大臣の定める評価療養 及び選定療養第二条第六号に規 定する診療報酬の算定方法（平 成二十年厚生労働省告示第五十 九号）に規定する回数を超えて 受けた診療	自費診療（歯科に係るものに限 る。） 材料費（歯科診療に係るものに 限る。） セカンドオピニオンのための診 察	三十分以内 一、五 円 （三十分を超える場合は、当該超 える部分について、三十分までこ とに五、二五 円を加えた額）	実費相当額	額 歯科診療報酬点数表に準じて得た	額 医科診療報酬点数表に準じて得た
身体検査（試験検査を除く。） ツベルクリン反応検査 ツベルクリン クリン 反応検 査及び 予防接 種	ツベルクリン反応検査 ジフテリア・百日せき・破傷風 混合 ジフテリア・破傷風混合 ポリオ 麻しん風しん混合 麻しん 風しん 日本脳炎 破傷風 結核（BCG） インフルエンザ A型肝炎 狂犬病 水痘（水ぼうそう） 肺炎球菌	一件につき 二、六二 円 一件につき 四、六 円 一件につき 四、四一 円 一件につき 三、一八 円 一件につき 四、七二 円 一件につき 八、一九 円 一件につき 五、四三 円 一件につき 五、五四 円 一件につき 六、六 円 一件につき 三、八一 円 一件につき 六、一六 円 一件につき 四、二 円 一件につき 七、三 円 一件につき 一三、一一 円 一件につき 七、三七 円 一件につき 八、一九 円																	

告示

埼玉県告示第五百二十七号

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）別表第一の身体検査（試験検査を除く。）の項及びツベルクリン反応検査及び予防接種の項の知事が別に定める額を次の表のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

区分		金額
身体検査（試験検査を除く。）		一件につき 二、八三〇円
ツベルクリン反応検査	ツベルクリン反応検査	一件につき 四、〇六〇円
クリン	ジフテリア・百日せき・破傷風混合	一件につき 四、四一〇円
反応検査及び	ジフテリア・破傷風混合	一件につき 四、七二〇円
予防接種	ポリオ	一件につき 三、一八〇円
種	麻しん風しん混合	一件につき 八、一九〇円
	麻しん	一件につき 五、四三〇円
	風しん	一件につき 五、五四〇円
	日本脳炎	一件につき 六、六〇〇円
	破傷風	一件につき 三、八一〇円
	結核（BCG）	一件につき 六、一六〇円
	インフルエンザ	一件につき 四、〇二〇円
	A型肝炎	一件につき 七、三〇〇円
	狂犬病	一件につき 一三、一一〇円
	水痘（水ぼうそう）	一件につき 七、三七〇円
	肺炎球菌	一件につき 八、一九〇円
	肺炎球菌（結合型）	一件につき 一〇、一四〇円
	B型肝炎	一件につき 五、七九〇円
	Hib（ヒブ）	一件につき 七、九一〇円
	ムンプス（おたふくかぜ）	一件につき 五、六二〇円

備考 次の各号に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の金額は、

所定の金額にそれぞれ当該各号に定める金額を加えたものとする。

一 三歳未満の者 二、一五〇円

二 三歳以上六歳未満の者 七八〇円

告示

埼玉県告示第五百二十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）に基づく地域機関（産業技術総合センター及び農林総合研究センターの支所を含む。）、川越比企地域振興センター東松山地方庁舎駐在及び北部地域振興センター本庄地方庁舎駐在、教育局の教育事務所及び教育機関（総合教育センターの支所を含む。）並びに警察署及び警察学校に係る平成二十一年度の予算の執行に係る支出負担行為の確認、精算調書の確認及び審査並びに戻出決定の確認については、なお従前の例による。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

別表第一第十二項中、「（埼玉県行政組織規則に基づく地域機関（産業技術総合センター及び農林総合研究センターの支所を含む。）、川越比企地域振興センター東松山地方庁舎駐在及び北部地域振興センター本庄地方庁舎駐在、教育局の教育事務所及び教育機関（総合教育センターの支所を含む。）並びに警察署及び警察学校をいう。以下同じ。）」を削り、同項第五号中「ものは」を「もの並びに第四項第一号の規定により確認を行うものを」に、「及び当該支出」を「並びに当該支出」に改め、同項第六号中「ものは」を「もの並びに第四項第二号の規定により確認を行うものを」に改め、同項第七号中「ものは」を「もの並びに第四項第三号の規定により審査を行うものを」に改め、同項第十三項とし、同表中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同表第六項中「（昭和四十二年埼玉県規則第一号）」を削り、「課長又は所長の職にある」を「第一項から第五項までに規定する」に改め、同項を同表第七項とし、同表中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4	出納総務課の出納員（出納審査幹及び課長があらかじめ指定する専門員の職にある出納員に限る。）
一	埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）に基づく地域機関（産業技術総合センター及び農林総合研究センターの支所を含む。）、川越比企地域振興センター東松山地方庁舎駐在及び北部地域振興センター本庄地方庁舎駐在、教育局の教育事務所及び教育機関（総合教育センターの支所を含む。）並びに警察署及び警察学校（以下「所轄所」という。）並びに警察支所及び警察署（以下「支所」という。）に係る支出負担行為（隔地払又は口座振替の方法による国税（証拠徴収に係るものを除く。）の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに国税の還付金及び国税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払（資金の前渡をする場合を除く。）に係るものは除く。）のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出

<p>（百万円（委託料（建設工事に係る設計、調査及び監理、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理並びに測量に係るものに限る。以下「建設工事等に係る委託料」という。）及び工事請負費にあつては、百万円）以上であるもの限り、報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金（光熱水費、下水道使用料及び電信電話料をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この号において「特定支出」という。）の命令をするもの、特定支出に係る精算調書により支出の命令をするもの並びに精算調書により支出（百万円以上であるもの限り、報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金に係るものを除く。）の命令をするものに関する確認を行うこと。</p> <p>二 所轄所に係る誤納金又は過納金の戻出（百万円以上であるもの限り、隔地払又は口座振替の方法による県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金の支払（資金の前渡をする場合を除く。）に係るものを除く。）の決定に関する確認を行うこと。</p> <p>三 所轄所に係る支出負担行為（百万円（建設工事等に係る委託料にあつては、百万円）以上であるもの限り、隔地払又は口座振替の方法による県税（証紙徴収に係るものを除く。）の納付に係る特別徴収義務者に対する交付金並びに県税の還付金及び県税に伴う税外収入の還付金並びに当該還付に伴う加算金の支払（資金の前渡をする場合を除く。）に係るもの並びに報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、扶助費及び公共料金に係るものを除く。）で、資金前渡及び概算払に係る精算調書（追給を要するものを除く。）の審査を行うこと。</p>

別表第二第一項中「課長又は所長の職にある」を「別表第一第一項から第五項まで規定する」に改める。

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 深谷東松山線

三 道路の区域

新 B 旧 B	旧 A	旧 新 別
比企郡滑川町大字福田字新井六七 四番二二地先から同郡同町大字羽 尾字力二山二二六番一地先まで	比企郡滑川町大字福田字新井七二 四番一地先から同郡同町大字羽尾 字清水三〇三番四地先	区 間
一一・二〇 六二・〇〇	七・六〇 一七・七〇	敷地の幅員 (メートル)
三四八〇・〇〇	二八二三・〇〇	延 長 (メートル)
	旧 A を滑川町へ移管す る。	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 平沼中老袋線

三 道路の区域

旧 C 新 C	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>比企郡川島町大字平沼字中九〇 七番一地从先から同郡同町大字平沼字一丁田一三四二番一地从先まで</p>	<p>比企郡川島町大字平沼字中八九五番一地从先から同郡同町大字平沼字中七六八番二地从先まで</p>	<p>比企郡川島町大字上八ツ林字船原町四二九番一地从先から同郡同町大字平沼字一丁田一三四二番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・九〇〽二六・三〇</p>	<p>六・二〇〽八・五〇</p>	<p>一二・七〇〽二七・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二四九・〇〇</p>	<p>一六三・二〇</p>	<p>四五九・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>国道468号と重複</p>	<p>旧Bは川島町に引き継ぐ</p>	<p>旧Aは川島町に引き継ぐ</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平 井 順 一

<p>さいたま栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市大字下早見字内谷一八〇七番六地 先から同市大字下早見字大谷一六四九番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年四月四日 午後一時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>備前堀橋架け替え工事に伴う 迂回路の設置。延長五七五・ 八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告示

埼玉県病院事業告示第九号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表入院期間が百八十日を超えた日以後の入院の項中

老人特定入院基本料を算

診療及
査の項
号

定める場合

を

特定入院基本料を算定する場合

に改め、同表中

<p>び検 第五</p>	<p>埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センターのセカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金</p>	<p>三十分につき 一〇、五〇〇円 き （三十分を超える部分について、三十分までごとに五、二五〇円を加算した額）</p>
------------------	--	--

厚生労働大臣の定める先進医療及び
 施設基準（平成二十年厚生労働省告示
 第二百二十九号）第三項第四号に掲げる
 悪性黒色腫又は乳がんにおけるセン
 チネルリンパ節の同定と転移の検索
 の料金

一回につき

三〇、二〇〇円

診療及び検査の項第五号	埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センターのセカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金	三十分につき 一〇 （三十分を超える部分、三十分までごと ○円を加算した額）
家族性乳がん・卵巣がんの遺伝子検査の料金	検査料 カウンセリング料 採血料	三 五
乳がん予後予測遺伝子検査の料金	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	九 一

を

、五〇〇円

分につい

に五、二五

実費相当額	十分につき
	、二五〇円
	一六〇円
実費相当額	、二四〇円
	、五七〇円
	七三〇円

に改め、同表診療及び検査の項第五号の項の次に次のように加える。

身体検査（試験検査を除く。）	一件につき	二、八三〇円
ツベルクリン反応検査	一件につき	四、〇六〇円
予防接種		
百日ぜき・ジフテリア・破傷風混合	一件につき	四、四一〇円
ジフテリア・破傷風混合	一件につき	四、七二〇円
ポリオ	一件につき	三、一八〇円
麻しん	一件につき	五、四三〇円
風しん	一件につき	五、五四〇円
日本脳炎	一件につき	六、六〇〇円
破傷風	一件につき	三、八一〇円
結核（BCG）	一件につき	六、一六〇円
風しん麻しん混合	一件につき	八、一九〇円
インフルエンザ	一件につき	四、〇二〇円
ムンプス（おたふくかぜ）	一件につき	五、六二〇円
水痘（水ぼうそう）	一件につき	七、三七〇円
B型肝炎	一件につき	五、七九〇円
肺炎球菌	一件につき	八、一九〇円
肺炎球菌（結合型）	一件につき	一〇、一四〇円
A型肝炎	一件につき	七、三〇〇円
狂犬病	一件につき	一三、一一〇円
H i b（ヒブ）	一件につき	七、九一〇円

表の備考中三を四とし、二の次に次のように加える。

三 次の各号に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の料金の額は、所定の料金の額にそれぞれ当該各号に掲げる金額を加えた額とする。

ア 三歳未満の者 二、一五〇円

イ 三歳以上六歳未満の者 七八〇円